

令和4年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 4年 6月 7日 開会

令和 4年 6月10日 閉会

大 樹 町 議 会

令和4年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和3年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 令和3年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 8 議案第 42号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第 9 議案第 43号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第10 議案第 44号 過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第12 議案第 46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第13 議案第 47号 北海道市町村議員退職手当組合理約の変更について
- 第14 議案第 48号 令和4年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第 49号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第 50号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第 51号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長

酒 森 正 人

副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 譲

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長	井 上 博 樹
学校給食センター所長	梅 津 雄 二
社会教育課長兼図書館長	松 久 琢 磨

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	小 松 真 奈 美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 船戸健二君

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託しました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る5月31日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会への提出事件は、報告2件、委員候補者の推薦2件、条例の一部改正1件、一部事務組合の規約の変更3件、補正予算3件、財産の取得1件、一般質問は7議員8項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日6月10日までの4日間とし、会議日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告いたします。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、3月8日の第1回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法の規定に基づきまして3月、4月、5月の例月出納検査結果、地方自治法第199条第7項の規定によります財政援助団体等の監査結果につきまして、監査委員より報告がございましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第2、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を2回、広報広聴常任委員会を2回、議会運営委員会につきましては3回開催してございます。

第3、会議関係、第4、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議 長

以上で諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和4年5月18日開催の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の新型コロナウイルス感染症についてであります。6月1日現在、ワクチンの3回接種を終えた方は、65歳以上の方で1,799名、96.9%、12歳から64歳までの方で2,248名、84.7%、合計で4,047名、89.7%となっております。5歳から11歳までの小児の接種状況ですが、1回接種を終えた方は74名、25.3%、2回接種を終えた方は40名、13.7%となっております。

4回目接種については、60歳以上の対象者には今月10日から順次接種券を送付し、7月1日から接種を開始いたします。59歳以下で基礎疾患があり、接種希望があった方には、7月初旬に接種券を送付する予定です。

2番目の航空宇宙関連についてであります。5月25・26日に株式会社IHIエアロスペースが通信機器確認試験を実施、5月25日から6月5日にはJAXA航空技術部門が小型無人固定翼機の飛行実験を実施しております。

3番目の町営牧場夏期放牧入牧状況についてであります。晩成牧場は5月18日から、光地園牧場は5月25日から入牧が始まっており、5月31日時点で受入れ頭数等は記載のとおりとなっております。夏期放牧は、概ね10月いっぱいを予定しておりますので、預託者の皆さまにご満足いただけるよう努めてまいります。

4番目の財産の処分についてであります。字大樹103番地の3の土地と役場庁舎移転で不用となった物品を処分しております。

5番目の令和4年度の国及び道における大樹町関連事業につきまして、情報を掲載させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

6番目の委員等の委嘱についてであります。大樹町国民健康保険運営協議会委員を記載のとおりご委嘱申し上げます。

7番目の農作物の生育状況についてであります。6月1日現在の生育状況は、小麦やてん菜などの畑作物は順調に推移しておりますが、牧草については例年より草丈が短い状況となっており、これからの生育の回復に期待しております。

8番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札等により工事請負契約3件、物品購入契約3件、畜産担い手育成総合整備事業譲渡契約に関する変更契約をそれぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

9番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、1番目の委員の委嘱についてでございます。

(1) 大樹町学校給食運営委員会委員9名、(2) 大樹町社会教育委員9名につきましては、改選期を迎えましたので、記載されている方に委員をご委嘱申し上げました。また、(3) 大樹町学校運営協議会委員、(4) 大樹町スポーツ推進委員、(5) 大樹町図書館運営委員会委員につきましては、委員の補充として、それぞれ記載されている方に委員をご委嘱申し上げました。

2番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動において、主催行事として、3月25日から27日に春季宿泊体験「大樹いただきます キャンプ」を、5月7日には日帰り体験活動を行っております。また、受入事業として、5月10日、17・18日に尾田認定こども園と認定こども園たいきにおいて、自然遊びなどを行っております。

3番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町営牧場の夏季放牧についてお伺いしたいのですが、前年と同じ16戸ということなのですが、農家戸数というか、乳用牛を飼育されている農家のパーセンテージを考えると、大分低い数字でないかなと思っているのですが、何か特別な理由なりがあるのかどうかお聞きしたいです。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

預託戸数の全体に対する比率という部分なのですが、現在、搾乳する農家というのは80戸弱でございます。実は、大規模なところが大きな頭数を今まで預けていただいていたのですが、家畜伝染病の関係で預託を停止していると。割と小規模なところが関しまして、町営牧場を使わなくても餌が確保できたり、手が回ったりということで、ここしばらく16から20戸ぐらいで推移してございます。

家畜伝染病対策中のところは、もともとが預託を受け入れないことにしてございますので、16戸という数字は決して多くはないのですが、ここ数年このような数字で推

移しているというのが実態でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

6 ページの会議出席等です。

6 月 1 日「森林と心のユニバーサルデザイン」シンポジウムとあるのですけれども、これはどういうシンポジウムなのか、全国からどれぐらいの人数が参加されているのか規模を知りたいのと。大樹町から何名出席しているのか。シンポジウムですから、今はやりのオンラインという会議はなかったのか。これについて 3 点お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私の行政報告の会議出席等で、6 月 1 日に開催されました「森林と心のユニバーサルデザイン」のシンポジウムの内容についてご質疑をいただいたところです。

実は私、翌日に開催されました全国森林レクリエーション協会の北海道の何人かいる理事を仰せつかっておりまして、この総会に出席する前段で、この協会が主催するシンポジウムが開催されるということで参加させていただいたところです。

このシンポジウムは、森林の持つ役割について、特にユニバーサルデザインについてのシンポジウムが開催されたということで、内容は、障がいのある方、又は病気の方に対する森林の役割を調査研究して、その役割を広く周知していくという目的で開催されたものです。

昨今の状況も含めて、リアルと、あとはリモートという形での参加もあったということでありまして、全体の参加者の数は承知してございませんが、会場ではリアルで出ていた方々は 30 名程度だったかなと思っております。そのほかパソコン等を通じてネット環境で参加をされた方もいらっしゃるのかなと思っております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。障がい者とそれを含めた森林レクというか分かったのですけれども、実際はリモートもあったということなのですよ。たまたま町長が次の日が道の理事者ということで参加されたのですけれども。

それで、6 月 1 日は通常であれば議会運営委員会の開催予定日だったのですけれども、これはあえて変更したのですよね。それであれば、リモートでもよかったのではないかと

思うのです。そうすると、障がい者等のことを考えると、保健福祉課も一緒に勉強できたのではないかと思うのですけれども。

それは置いておいて、今度は地元の福祉関係にどうやってこれを反映していくのか、また町民にどう伝えていくのか、どのように考えているのかについてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回このシンポジウムに参加させていただき、私もまた新たに森林の持つ役割というのを勉強させていただいたと覚えているところです。

このシンポジウムの中で、具体例として視覚に障がいのある方の森林の役割についての提言等もございましたし、仙台の病院のドクターのお話もございまして、入院されている、特に終末期の患者に対する森林を活用した癒やしの時間等の役割等も含めてあったということでもありますので、これからの検討にはなりますが、ぜひこのシンポジウムで発表されていました研究者の方に私どものほうにお招きをした上で、町民又は関係者を対象に講演会等を開催できないかというところを今考えているところでもあります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

教育長にお伺いいたします。

農山漁村交流プロジェクトについて、山菜採り体験、あるいは自然遊び等活動を行っております。子ども達にとって大変楽しい思い出になると、また学習の場であると私も理解しております。

それで、痛ましい行方不明、あるいは無事見つかった例もあるし、また悲しい結果になった例もあるということで、そういうことにならないような何か対策はどのようにしているか伺います。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

安全管理のために、ある程度規約を設けて、それに沿った形で運営をしております。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

安全管理について、後で資料をいただければ一番いいのですけれども、具体的にどのような対策を取っているのか。

例えば大人でも携帯電話、無線機、電子ホイッスル、あるいはLEDの電気が点滅する夜間でも見えるような機器も今出てきていると、私も調べてみたのですが。そういう対策はもう取ったほうがいいのではないかと。子ども達の動きを見ていると、本当にいろいろ予想つかないことがあるので、どういう対策を取っているか伺います。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

具体的な対策としましては、子ども達を集めて、幅広いものですから、受け入れてから体験までの間、至るところに目を配っております。職員だとかSTEPのスタッフ、そしてボランティアの方みんなに対応してございます。

特に今だとコロナの関係もございますので、コロナ対策が重点的になっているかと思えます。食中毒だとかコロナなど伝染病、特にその辺に注意を払っていきまして、受付の段階で熱を測ってもらったり健康チェックをしたり、宿泊を伴うものもございますから、そのときには毎朝の健康チェック、空気の換気等を行ってございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

コロナ対策とか食中毒対策は、分かります。

行方不明にならないような対策をお伺いします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

安全管理についてなのですけれども、大体20人ぐらいの子ども達を受けることが多いのです。それで、ボランティアの方と指導者の方で大体7、8名ございますので、子ども達に目配りしながら見ているのがまず一つです。あと、機器とかは整備してございませんので、今後そういうものも必要であれば、内部で検討していかなければならないのかと思えます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

なお、ただいまの行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日正午までといたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6 報告第1号令和3年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第1号令和3年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

今回ご報告いたしますのは、令和3年度大樹町一般会計補正予算（第2号）及び（第12号）でお認めをいただいたもので、2款総務費1項総務管理費、役場庁舎建設事業から6款農林水産業費1項農業費、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型まで、7事業であります。7事業による合計の翌年度繰越額は7,157万4,000円、財源は未収入特定財源が6,672万6,000円、一般財源が484万8,000円となっております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

報告の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議 長

日程第7 報告第2号令和3年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第2号令和3年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定では、予算に定めた建設又は改良に要する経費の

うち年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者はその額を翌年度に繰り越して使用することができることと定められております。また、同法同条第3項の規定で、翌年度に繰り越した場合は、その旨を議会に報告しなければならないと定められております。

今回ご報告いたしますのは、1款資本的支出1項建設改良費、水道施設建設事業で、翌年度繰越額は4,180万円、財源は全て当年度損益勘定留保資金であります。住吉浄水場の浄水設備の更新工事において、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、一部資材の納品が困難で年度内の完了に至らなかったことから、本年度に繰り越すものであります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第8 議案第42号及び日程第9 議案第43号

○議 長

日程第8 議案第42号人権擁護委員の候補者推薦について及び日程第9 議案第43号人権擁護委員の候補者推薦についての2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題となりました議案第42号及び第43号人権擁護委員の候補者推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案第42号では、人権擁護委員のうち佐川ちづる氏が令和4年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、佐川ちづる氏を推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

佐川氏は、平成21年3月まで大樹町立病院に勤務されていた方で、人格、識見高く、また平成25年10月より人権擁護委員として就任されており、適任者と認めるところであります。

内容を朗読させていただきます。

人権擁護委員のうち佐川ちづる氏は、令和4年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めたい。

大樹町字浜大樹231番地。

佐川ちづる氏。

昭和23年8月14日生、73歳。

任期は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

続いて、議案第43号では、人権擁護委員のうち五十嵐忠孝氏が令和4年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、五十嵐忠孝氏を推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

五十嵐氏は、平成25年3月まで大樹高等学校教諭として勤務されていた方で、人格、識見高く、また令和2年1月より人権擁護委員として就任されており、適任者と認めるところであります。

内容を朗読させていただきます。

人権擁護委員のうち五十嵐忠孝氏は、令和4年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めたい。

大樹町柏木町11番地2。

五十嵐忠孝氏。

昭和28年2月27日生、69歳。

任期は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

なお、議案下段に参考条文として人権擁護委員法の抜粋を掲載いたしておりますので、ご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

両事件については、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第42号人権擁護委員の候補者推薦についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、適任とすることに決しました。

次に、議案第43号人権擁護委員の候補者推薦についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、適任とすることに決しました。

◎日程第10 議案第44号

○議 長

日程第10 議案第44号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、租税特別措置法の一部を改正する法律等が本年3月に公布されたことに伴い、過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第44号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

初めに、今回の改正内容の概要について説明いたします。

改正内容といたしましては、租税特別措置法の改正に伴う項のずれなどの所要の規定を整理したものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでござい

ます。

第1条は、趣旨についての規定でございます。

第1項で、租税特別措置法施行令第28条の9第10項に、第1号を追加したものです。

2ページ目をご覧ください。

第2条は、課税免除についての規定でございます。

第1項分中の租税特別措置法第12条「第3項」から「第4項」に、第45条「第2項」から「第3項」に変更するもので、1条では、号の追加、2条では、項の番号ずれが生じたものを改正するもので、規定する内容について変更はございません。

附則になりますが、1項、施行期日には公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第44号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号から日程第13 議案第47号まで

○議 長

日程第11 議案第45号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから日程第13 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで、以上3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第45号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてから議案第47号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてまで、提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合における構成団体の増減や共同処理する事務、規約を変更する場合は、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事又は総務大臣の許可を受けることとされておりますが、今回、大樹町が構成員となっている3組合について団体の増加がありますので、これに伴う規約の変更について議決いただきたく、ご提案させていただくものであります。

議案第45号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の町村や町村が構成員となっている一部事務組合などの議員の公務災害補償等に関する事務を行っておりますが、令和4年4月1日付で当麻町、比布町、愛別町及び上川町で構成する上川中部福祉事務組合が設立され、新たに加入するため追加するものであります。

議案第46号の北海道市町村総合事務組合は、道内の非常勤消防団員や水防団員、非常勤職員の公務災害等の補償に関する事務を行っておりますが、令和4年4月1日付で上川中部福祉事務組合が設立され、新たに加入するため追加するものであります。

議案第47号の北海道市町村職員退職手当組合は、道内市町村や一部事務組合の職員等の退職手当の支給に関する事務を行っておりますが、令和4年4月1日付で上川中部福祉事務組合が設立され、新たに加入するため追加するものであります。

以上、3組合の規約の変更について、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第45号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第48号

○議 長

日程第14 議案第48号令和4年度大樹町一般会計補正予算（第2号）についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第48号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町一般会計補正予算（第2号）をお願いするもの
で、今回は歳入歳出それぞれ7,104万2,000円の追加と地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますよ
うお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第48号令和4年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ78億6,466万4,000円とするとともに、地方債の変更を行うもので
ございます。

なお、今回の補正予算は、主に国の予算で措置されます新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染対策に基づく五つの交付金や補助金を
活用した事業などによる増額補正及び既定予算への財源充当による組替え補正となつてご
ざいます。

最初に、資料で説明させていただきますので4ページをお開き願います。

4ページから5ページにかけて総務費。総務費全体で1,659万4,000円の増。

一般管理費、一般職給与、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増額に伴い、その人
件費分について財源の組替えを行うもので、事業費の補正はございません。

次に財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料で92万8,000円の増。財源は
全て一般財源で、旧歴舟児童館の解体を行う必要が生じたことから、解体に必要なアスベ

スト等事前調査の費用について計上をお願いするものでございます。

次に企画費、企画調整推進事業、需用費から備品購入費まで299万1,000円の増。財源は全て国道支出金で、昨年整備した経済センターサテライトオフィスについて、隣接する会議室を新たに利用するための経費を計上するものでございます。

次にその下段の再生可能エネルギー導入計画策定事業、報酬から委託料まで884万8,000円の増。財源は全て国道支出金221万3,000円と、その他の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の663万5,000円で、脱炭素実現に向け再生可能エネルギー導入計画を策定するための業務委託のほか、地域協議会設置による費用を計上するものでございます。

次に福祉センター費、福祉センター維持管理費、役務費及び工事請負費で54万3,000円の増。財源は国道支出金が49万円、一般財源が5万3,000円で、施設のWi-Fi環境を整備し、オンライン会議や研修等に対応するための費用を計上するものでございます。

次に賦課徴収費、賦課徴収一般経費、委託料で280万1,000円の増。財源は全て一般財源で、地方共通納税システムを対象税目の拡大及び統一規格のQRコードに対応するためのシステム改修費用について計上をお願いするものでございます。

5ページに移りまして、参議院議員通常選挙費、報酬及び委託料で48万3,000円の増。財源は全て国道支出金で、来月投票予定日の第26回参議院議員通常選挙において選挙事務経費の増額が必要となったことから、その費用を計上するものでございます。

次に、その下段の民生費。民生費全体で371万3,000円の増。

民生費、児童措置費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、需用費から負担金、補助及び交付金で203万円の増。財源は全て国道支出金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得子育て世帯に対し生活の支援を行う目的で、児童1人当たり一律5万円の支給を行う特別給付金とその事務費用を計上するものでございます。

次に児童福祉施設費、学童保育所運営事業、需用費及び工事請負費で168万3,000円の増。財源は全て国道支出金で、新型コロナウイルス感染症対策として、学童保育室のタイルカーペットの抗菌仕様への取替えと2階和室へのエアコン設置費用を計上するものでございます。

次に、下段の衛生費。衛生費全体で955万6,000円の増。

衛生費、成人保健費、成人保健事業、後期高齢医療広域連合受託事業収入の増額に伴い、事務費について財源の組替えを行うもので、事業費の補正はございません。

次に予防費、新型コロナウイルス対策事業、報酬から委託料で955万6,000円の増。財源は全て国道支出金で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種4回目に関わる経費を計上するものでございます。

6ページに移りまして、農林水産業費。農林水産業費全体で822万円の増。

農林水産業費、水産振興費、水産振興一般管理費、寄附金で162万4,000円の増。

財源は全てその他の農林水産業振興基金繰入金で、昨年の北海道太平洋沿岸の赤潮被害を受け、北海道がふるさと納税による寄附金を募り、当町に割当てされ、基金として積んだ額を大樹漁業協同組合へ見舞金として計上するものでございます。

次に下段の環境・生態系保全対策事業、負担金、補助及び交付金で120万円の増。財源は全て一般財源で、昨年の赤潮被害を受けて実施する漁場環境の回復を図るための漁場清掃等に伴う当町の負担金の計上をお願いするものでございます。

次に、下段の大樹町漁業振興事業、負担金、補助及び交付金で539万6,000円の増。財源は全て国道支出金で、長引く不漁、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、厳しい経営状況が続く漁業において、大樹漁業協同組合等が実施する水産物付加価値向上事業以下四つの事業に対し、事業費の4分の3以内を限度とする補助金を計上するものでございます。

次に、下段の商工費。商工費全体で2,705万6,000円の増。

商工費、商工振興費、商工業振興対策事業、需用費と負担金、補助及び交付金で2,484万円の増。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商工業者に対する支援及び町民の消費環境を促す事業で、プレミアム商品券発行の費用を計上してございます。

次に下段の観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費で221万6,000円の増。新型コロナウイルス感染対策として、学童農業研修センター客室の換気扇や畳の抗菌仕様への交換の費用を計上してございます。

次に、6ページから7ページにかけて教育費。教育費全体で454万2,000円の増。

教育費、学校管理費（小学校）の下段、学校管理費（中学校）、共に需用費と備品購入費でそれぞれ103万2,000円の増。財源は全て国道支出金で、新型コロナウイルス感染症対策として消毒液等の追加購入や授業でのタブレット端末の有効活用を図るためプリンター機器2台を購入する費用を計上するものでございます。

次に、7ページに移りまして、学校給食費、給食調理事業、マスク等の衛生用品の購入費用を国道支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源の組替えを行うもので、事業費の補正はございません。

次に下段の給食材料費、需用費で103万2,000円の増。財源は全て国道支出金で、物価高騰に伴い影響を受けている賄材料費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、補填するための費用を計上するものでございます。

次に体育施設費、海洋センター維持管理費、備品購入費で29万7,000円の増。財源は全て国道支出金で、新型コロナウイルス感染症対策のため、町民プールに自動検温消毒器を購入するための費用を計上するものでございます。

次に下段の大樹中央運動公園維持管理費、備品購入費で114万9,000円の増。財源はその他公共施設整備資金寄附金100万円と一般財源14万9,000円で、北京冬季オリンピックスピードスケート日本代表の堀川桃香氏から後進の育成のため指定寄附を受け、スケートリンク用備品購入の費用を計上するものでございます。

次に、諸支出金全体で136万1,000円の増。

諸支出金、事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金で119万8,000円の増。

次に特別会計出資及び補助金、病院事業補助金で16万3,000円の増。

以上、合計で補正額7,104万2,000円の増。財源は、特定財源で国道支出金が5,801万3,000円、地方債が10万円、その他が1,879万3,000円のそれぞれ増で、一般財源が586万4,000円の減となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額77億9,362万2,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで7,104万2,000円の増、補正後の歳出合計78億6,466万4,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額77億9,362万2,000円、補正額、15款国庫支出金から22款町債まで7,104万2,000円の増、補正後の歳入合計78億6,466万4,000円となるものでございます。

次に、第2表、地方債補正を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更であります。町立病院の医療機器購入に対し、一般会計からの補助金の一部に過疎対策事業債を充てることから、過疎対策事業の限度額を10万円増額し、7億290万円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第48号の審議にあたっては、同一議題に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり、議事を進めます。

これより、質疑に入ります。

初めに、事項別明細書15ページから16ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ゼロカーボンの推進協議会の報酬と費用弁償、それと再生エネルギー導入計画策定の、今後の予定についてお聞きしたいのですけれども、策定委員は、説明の中では地域協議会の設置をしなければならないということで、いつ頃設置して、どういうメンバーが委員に委嘱されるのか、まずそれをお聞きしたいです。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

ゼロカーボン推進協議会の委員の報酬と費用弁償につきまして、今回補正を計上させていただいたところではありますが、協議会につきましては、今回の補正に上げさせていただきました再生可能エネルギー導入計画策定業務の計画策定等、その後、計画につきまして推進を図っていき、脱炭素によるまちづくり等を推進するための協議会にしていきたいと考えているところでございます。

協議会開催にあたりましては、まず今回補正をお認めいただきましたら、計画を策定するための委託先の事業者の選定作業を行わせていただきまして、その選定作業は、概ね7月中にと今のところ考えてございます。概ね9月ぐらいと思っておりますけれども、協議会を設置させていただきたいと考えておりまして、脱炭素につきましては、地域全体で考えていかなければならないという課題でもありますので、町内の経済団体、事業者等、交通事業者、建設業関係、一般町民等含めた町全体の関係機関等を委員にしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、委員の委嘱ですけれども、その前に事業者を選定して行うのですけれども、事業者の選定はどのような方法で、そんなに何社もあるのか、どのような過程で選定をして、それは内部で選定していくのか、それとも選定を募ってディスカッションを行って決めていくのか、そういう計画があるのかについてお聞きしたいのと。

それと、推進委員の人数ですけれども、できれば人数を知りたいのと、ある程度の団体推薦、それとも一般公募という考えもあるのかについてお聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

事業者の選定方法につきましては、今いろいろとこういう計画策定に携わる事業者もいらっしゃると思いますので、公募型プロポーザル方式によって審査を行いまして決定していきたい

いと考えているところでございます。

委員の人数につきましては、今回も補正で報酬を上げさせていただきましたが、一応12名以内という形で考えているところでございます。

団体推薦等につきましては、各種、例えば農協ですとか漁協、森林組合、商工会等の団体等も今回の委員に含めたいと考えておりますので、その団体と協議を図っていきたいと考えておりますし、一般公募につきましても実施していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

この計画書というのは、地域住民我々には最終的にいつ、一つのきちんとした冊子として公表されるのか、最後にお聞きします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

計画の事業期間としましては、今年度3月までとなっておりますので、それまでに計画を策定して、議会の皆さま、そして町民の皆さまに公表していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

サテライトオフィスについてお伺いします。

現在、たしか1社が入っているのかと思います。今、複数の申込希望があるということだったのですけれども、整備により何社入る予定なのか。最終的に何社入れるオフィスとなるのか、お願いします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

サテライトオフィスの関係でございますけれども、現在1社サテライトオフィスを利用しているわけでございますが、私どものほうに宇宙関連の事業者等2社ほど問合せがあるというところでございます。

最終的に、今回サテライトオフィスを整備させていただくことによりまして、間仕切り等を設置しまして、全体的には5社程度利用できるような形にしていきたいと考えている

ところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

再生可能エネルギーの導入計画が樹立されることによって国の補助事業が受けやすいだとか、それぞれ再生エネルギーを個々に計画されていると聞いておりますけれども、効用というか、この計画が樹立されることによって国の特定の補助事業が受けられるとかのメリットはあるのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回、再生可能エネルギーの導入に向けて計画を策定することによりまして、町の施策ですとか構想についても計画の中に盛り込んでいくという形になっておりまして、今後、環境省等の補助金に合致するメニュー等があれば、計画を策定したことによって採択も受けやすくなるとお聞きしております。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今回、環境省は100か所程度の先進的な地域を募集して、たしか全国で26か所、十勝でも2町村ということで、すごいなと思っておりました。大樹も決して再生可能エネルギーの部分は遅れているわけではなくて、バイオマスだとかいろいろな面で、ある面では本当に先進的だと思っておりますので、これを機会に、国も70何市町村まだ枠が3年以内ぐらいであると思っておりますので、ぜひ果敢にチャレンジしていただきたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員のご指摘のとおり、私どもも再生可能エネルギーの導入計画をつくるというのがまずは入り口なのかと思っております。この計画の策定がかなった段階では、先行してモデル地区にお認めいただいたところが全国26か所でしたか、北海道は3か所、そのうち十勝が2か所ということでありますので、私どもも引き続きモデル地区としての採択については当然目指していきたいと思っております。内容勝負だと思っておりますので、頑張ります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

菅議員。

○菅敏範議員

民生費の児童福祉費、それから児童措置費、18節負担金で、低所得者に対する子育て支援給付金なのですが、今回の補正で39世帯分が計上されていますが、この数字につきましては実態調査に基づく正確な数字であるのかどうかと、給付金支給の基準については、どこに線引きされているかお聞きしたいと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

まず対象人数でございますが、19世帯39名ということで、これは見込みの人数となっております。

それと、支給世帯の区分けですけれども、二つ要件がございます、低所得者の2人親世帯で、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童及び障がい児の場合は20歳未満を養育する父母等、それと令和4年度児童手当受給者の住民税の均等割が非課税の方、又は令和4年1月1日以降でコロナの影響で収入が激変し住民税非課税であるものと同様な状況があるものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅議員。

○菅敏範議員

ということは、これから、世帯数と人数について精査をした段階で若干の増があるということの理解でよろしいですか。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

39人の内訳でございますけれども、現在、試算の中では非課税9世帯で19人、それから家計急変として10世帯で20名見込んでございますので、これ以内で収まるという見込みでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

14節の工事請負費、学童保育所ルームエアコン設置工事でお伺いします。

臨時交付金の事業一覧の説明のときに、エアコンを設置することによって2階和室を学年ごとに部屋を分けて利用することができるということで説明があったのですが、104万2,000円で何台設置されるのか。2階の和室を間仕切りして学年ごとに利用されるということであれば何台設置かなと思いますけれども、そこら辺お伺いいたします。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

学童保育所のエアコンの設置の件ですけれども、2階の和室に200ボルトの大型エアコンを1基設置することとしております。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

大型1台ということなのですが、学年ごとに部屋を分けて利用できるということは、どのように利用されるのか。今は全体を一つの部屋として利用していると思うのですが、今後はどのように利用していくのか。何か間仕切りみたいものをされて、その中で大型だから1台でいいよということであるのかどうか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

2階の和室を間仕切りして使うというよりは、部屋を分けるといいますのは、2階の和室と1階の和室の部屋、また元の管理人室を改修して学童の部屋として使っていますので、そういう3か所を分けて学年ごとに使っていくということで対応していきたいと考えています。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、17ページ、18ページ、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産費の質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

商工振興対策事業2,484万円ですけれども、今回また始まるのですけれども、これまでの実績で、例えば所得階層別でいったら、その辺もちゃんと調査しているのか。ただ漠然と販売高が何%という計算だけなのか。できれば所得の階層別でどれぐらいの比率で購入されているのか、その辺を知りたいのですけれども、もし分かればお願いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

プレミアム商品券をコロナ対策として過去3回やってきておりますけれども、齊藤議員からのご指摘のあった所得階層別調査につきましては、実施してございません。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

所得によっては本当に1日の生活が大変な人もいますよね。そういった中でプレミアム商品券を買うといってもなかなか厳しいのですけれども、その辺を町民に満遍なく配布できるような価格設定とか、いろいろあると思うのですよ。例えば今回であれば、所得のある人がほぼ購入しているのではないかと思うのです。そういったことをこれまで3回もやってきているのですから、3回やってきた実績のデータは多分残っていると思うので、そこをきちんと分析して、なるべく所得階層別に満遍なく回るような工夫も今後は必要ではないかと思うのです。そうしないとプレミアム商品券を住民に配布する意味がないと思うのですけれども、それについて最後お伺いします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

申込みにつきましては、議員ご承知のとおり全ての方がはがき等によりまして予約がで

きるような形を取らせていただきまして、満遍なく皆さまに行き渡るようにしているところでございます。ただ、所得階層と申しますか、申込者の所得を調べる手だてと申しますか手段というのはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

同僚議員が満遍なくということで、私も同様な考えを持っております。

そこで、所得の低い、一般的に非課税という人たちに行き渡るように、例えば一律2,000円とか3,000円とかと、非課税世帯にはまず一方的に条件なく送ってしまうと。そのほかに券を予約受付していくとしたほうがいいと思います。全く肝心の所得の低い人たちが消費を底上げしていないなどということではない、むしろ底上げするのです。

ある老人団で、活動がコロナでなかったものですから、会費が余って2,000円の商品券を配ったということで、これは非常によかったと言うのです。だから、そういう二本立てにしていったほうが満遍なく行き渡るように私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、商工費の中でプレミアム商品券の発行事業を予算計上させていただきました。従前、私ども、飲食店限定だったと思いますがクーポンを発行したということもございます。

今、議員ご指摘のとおり、所得のあまり高くない方々、プレミアム商品券といえども購入が大変厳しいのだということも伺っているところでもあります。今回、私ども商工会ともこの事業を実施するにあたり、どういう形がいいかを検討した中で、やはりコロナの関係で商工業者の方も大変いろいろな部分でお困りだということもあって、経済を動かすという面も含めて、今回再度プレミアム商品券という形で事業展開をさせていただくこととさせていただきます。

ただ、クーポンの効果というのも当然あるかと思っておりますので、今後また同様の対策が必要な場合については、クーポン券の発行等も考えていく必要があるかと思っておりますが、今回、私どもで予定しておりますプレミアム商品券については、1セット5,000円でご購入いただければ7,000円の買物ができるということでもありますので、セット数の多少の購入可能な数に個人差はあるとは思いますが、例えば1セットでも買っていただければ2,000円の効果を得ながら、ぜひコロナ対策又は生活品の購入等含めてお役立ていただければと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連で、プレミアム商品券の販売について伺いたいと思います。

今、同僚議員からも出ているのですが、地域の老人会等の集まり等で、町長から少なくとも買っていただきたいという話があったのですが、ある程度欲しくても、年金の月とか何かであると1回だけの購入だったら買える数字が限定されると。ですから、例えば何回かに分けて買えればいいという話も出ています。

というのは、今であれば、5セット申し込んでも3セットでやめたら、残りはバツになるのですよね。それを2か月後とかに買いたいという希望があったときに受け付けてもらえるような配慮があれば、低所得者の人も購入できる可能性があると思うので、その辺の配慮のところは同僚議員も含んでいると思いますので、その辺についてどうなのか検討していただきたいと思いますし、今の考え方を聞きたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

販売方法といいますか、引換えの方法だと思いますので、その点につきましては実施します商工会のほうとも内容を検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今の関連で、簡単なことです。

この関係の周知というのは、どのように、いつ頃していくのかを聞きたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

周知の方法につきましては、広報紙に折り込みチラシを入れさせていただきまして、全

世帯に配布するという形を取ろうと思っておりまして、今回、補正を認めていただきましたら、現在のスケジュールとしましては、今月末発行の広報紙に入れると考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、10款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。菅敏範君。

○菅敏範議員

学校給食費の需用費の給食費の賄材料費なのですが、今回103万2,000円の補正です、物価高騰で。これが今、例えばマスコミ等で、今後さらに多くの品目で物価の値上げが増えてくるのではないかと言われています。103万2,000円というのは、現状での積算の根拠のある話なのか、これから年度内を通しての計画で間に合うような積算になっているのか、その辺の金額の積算について伺いたいと思います。

○議 長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

今の質問ですが、現状の試算としましては、令和4年3月時点の消費物価指数の率が3.4ということですので、給食費に3.4を掛けた金額で積算しております。プラス、予備費的に、これから上がるであろう不足部分も兼ねて10万円程度上乘せしている計算にはなっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっとびくっとしているのですけれども。

ただ、年度当初予算のときにも、この議論をさせてもらったのですよ。給食費の賄材料費は、今物価の高騰が叫ばれていますけれども間に合うのですかと言ったら、何となく間に合うというような単純な回答だったと理解しているのですが、予測として物価高騰による賄材料費の補正をすると、仕方がないと思います。

ただ、積算が一般的な消費物価指数の3.4%であって、例えば実際に使用しているもの等のある程度根拠をもって言っていたきたいし、例えばこれを当面の投資として今後も動向によっては、また新たな補正が必要だというような展望をもっていかないといけないのではないかと思いますけれども、教育長どうですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

想定を超える物価の高騰にどう対応していくかというご質問だったかと理解しているところでございます。

先ほど給食センター所長からお答えさせていただいた数字でございますが、道立高校等もこの数字に基づいて補填をしているというところでございます。ただ、国際情勢やコロナの情勢等を踏まえますと、今後またさらに物価の高騰ということは想定されるわけでございますが、そういった想定を超えるような状況になったときにつきましては、改めて給食運営委員会等から意見を聴取したり、各段階でご相談をさせていただいたりしながら、あくまでも子ども達に提供する給食の質は落とさないということをポイントに置きながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、事項別明細書11ページから14ページ、歳入についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあればお受けいたします。質疑はありません

か。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第48号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第49号

○議 長

日程第15 議案第49号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第49号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ119万8,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明いただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

議案第49号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ119万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億9,809万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費1目通所介護費、補正額40万6,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業により破損した液晶テレビの入替えのため、テレビ本体の購入費用を17節備品購入費に、廃棄するための家電リサイクル手数料を11節役務費に計上し、新型コロナウイルス対策用の間仕切りパーティションの購入費を17節備品購入費に計上いたしました。

次に、2款介護老人福祉施設事業費1項介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、補正額79万2,000円の増。今年4月1日付の人事異動で所長が代わりましたことから、社会福祉施設長資格認定講習の受講に要する旅費を8節の普通旅費に、講習の受講料を18節の諸会議負担金に計上いたしました。また、地方創生臨時交付金を活用した事業により、10節需用費、消耗品は新型コロナウイルスの施設内感染防止対策のため、衛生防護用品を購入、備蓄する費用を計上。14節工事請負費、冷房設備工事は、新型コロナウイルス感染防止対策及び介護職員の入浴時の業務負担軽減、労働環境改善として、浴室脱衣所に換気機能付エアコンを設置するもので、その費用を計上いたしました。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額119万8,000円の増。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出。

歳出合計、補正前の額3億9,690万円、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で補正額119万8,000円の増。計3億9,809万8,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入。

3款繰入金、歳入合計、補正前の額3億9,690万円、補正額119万8,000円の増。計3億9,809万8,000円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第49号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第50号

○議 長

日程第16 議案第50号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに53万4,000円の増額。第3条は企業債の限度額を改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第50号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1

号) について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入支出ともに53万4,000円を増額するものでございます。

第3条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、病院事業の限度額740万円を10万円増額し、750万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出1項建設改良費1目有形固定資産購入費で53万4,000円の増。機器及び備品購入費でポータブルスリットランプ1台を更新するものでございます。当該機器は、眼科診療に用いるもので、LED光を眼球に当てて角膜、結膜、虹彩、水晶体などの眼球の各部位に異常がないかを観察する機器で、平成8年の眼科開設時に購入したものが故障、修理不能となったものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入1項1目ともに一般会計負担金で16万3,000円の増。

2項国庫支出金1目国庫補助金で18万1,000円の増。

3項道支出金1目道補助金で9万円の増。

4項1目ともに企業債で10万円の増。

いずれもポータブルスリットランプの更新に伴います所要財源の計上となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第50号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第51号

○議 長

日程第17 議案第51号財産取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、ダブルピクトラック。

数量は、一式。

取得金額は、940万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、大樹町鏡町1番地42、有限会社三浦自動車工業、代表取締役、三浦祥嗣。

参考といたしまして、納入期限は令和6年3月31日。仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第51号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6月8日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月8日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時17分

令和4年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月9日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 一般質問について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 讓

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
-------	---------

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

井 上 博 樹
梅 津 雄 二
松 久 琢 磨

<農業委員会>

農業委員会長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長
係 長

佐 藤 弘 康
小 松 真奈美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 菅 敏 範 君
10番 志 民 和 義 君
11番 齊 藤 徹 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、通告しております「町民への孤独対策について」、町長、教育長にお伺いいたします。

近年は、各種社会状況から、経済的な問題ばかりでなく社会における孤独に苦しむ方々も多くいると言われております。決して大樹町も例外ではないと思われま

次の点についてお伺いいたします。5点あります。

- 1点目は、町における単身高齢者世帯の状況について。
- 2点目は、高齢者に対する孤独対策について。
- 3点目は、ひとり親世帯や障がい者世帯の孤独対策について。
- 4点目は、学校における孤独対策の状況について。
- 5点目は、町として孤独に対する横断的な対策の必要性についてお伺いしたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員ご質問の「町民への孤独対策について」、お答えをいたします。

1点目の「町における単身高齢者世帯の状況について」であります。4月30日現在で、65歳以上の単身高齢者世帯は、介護福祉施設等に入所されている方も含め498世帯となっております。

2点目の「高齢者に対する孤独対策について」ですが、介護予防事業や認知症カフェなどを実施し、自宅にひきこもりがちになる高齢者に対して、人とのつながりや社会との接点を持てるような取組を行っているところです。また、配食サービスや地域ふれあいサポート事業などを通じた見守り活動の実施や、地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し、保健師や社会福祉士などの専門職を配置して、相談支援体制を整備しています。

3点目の「ひとり親世帯や障がい者世帯の孤独対策について」ですが、ひとり親世帯に特化した取組ではありませんが育児座談会の開催など、障がい者世帯に対しては地域活動支援センター事業や相談支援事業など、それぞれの対象世帯に対し、交流・見守りの場や相談支援を受ける取組を進めています。

4点目については、教育長からお答えをいたします。

5点目の「町として孤独に対する横断的な対策の必要性について」ですが、新型コロナウイルスの影響により、地域で人々が関わり合い、支え合う機会が減ってきております。今後も教育委員会や学校等の教育関係機関、福祉団体、社会福祉協議会などと連携し、町民の皆さまが孤立せず、つながりを実感できる地域づくりを進めていきたいと考えております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

町長に引き続き、西田議員ご質問の「町民への孤独対策について」、お答えをいたします。

4点目の「学校における孤独対策の状況について」であります。小・中学校ともに孤独感・孤立感を生まない学校経営に取り組んでおります。

小学校においては、協働的な学習に取り組み、子ども同士のつながり、相互理解や1人1人の良さの理解を図っております。また、中学校では、話し合い活動を重視した授業や連帯感・所属間を高める学校行事を展開し、良好で強固な人間関係の構築を図っております。

小・中学校とも「全員が担任」であることを教職員全員で共有し、きめ細かく、温かく、素早い対応に努めているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

1点目なのですが、孤独とか孤立などで嫌だなと自分自身が高齢者になってきて思

うのは、孤独死というか町内での事例ですとか、残念ながら自ら命を絶たれるような方の状況というのは、それが一番の大変なことかと思っているのですけれども、個別の事業の質問に入る前に、前提として、大樹町はそのような状況はいかなことになっているのか質問いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町内で孤独死というような形で、お一人で亡くなられた以降、近隣又はご親族等がそのお宅に招いて、その段階で発見されるというような事例も少なからずあるかと思っております。具体的に、昨年度どのくらいあったかという統計的な数字については、現在は承知しておりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。

そうしたら、次に具体的なお話をさせていただきます。

単独の高齢者世帯の65歳以上の方は498世帯となっているというご報告いただきましたけれども、この中で要支援の世帯ですとか、介護保険もその中に入っていればそれで構わないのですが、498世帯の中で自立できていない世帯というのはどれくらいあるのでしょうか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

単身高齢者498世帯のうち、いわゆる要支援ですとか要援護ということでの、人数ですとかその把握につきましては、様々な観点から把握に努めているところでして、例えば単身高齢者の中で緊急通報用の電話を設置している方がいらっしゃいます。これは概ね70歳以上の方で、身体、知的、精神等の障がいがありまして日常生活の動作の状況に支障のある方などを対象としておりまして、これが現在40世帯の方に設置しております。

また、例えば冬期間の除雪サービスということで、概ね65歳以上の高齢者のみの世帯の方、自力で除雪することが困難な方などを対象としていまして、53世帯の方にサービスを提供しております。例えば、配食サービスを提供している方もいて、見守り活動などを行っているところです。

孤独ですとか孤立に陥いるおそれのある方ということで押さえておりまして、こういった方々に対して、きめ細かいといえますか、地域住民、民生児童委員、地域の行政区の方などを含めた見守り体制などを実施しているところです。

以上です。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私、今お聞きしたのは、ある程度自力でふれあいサロンに参加できるだとか、老人クラブに参加できる方というのは、孤立とか孤独という面では、まだ自分のアクティブな意識とかによって、本当の孤独ではなく生活できている方ではないかと思うのですけれども、今言っていた中での配食サービスですとか、いろいろ受け手として、それも一種の見守り活動ですので価値のあることなのではございますけれども、これからは、実際に自分である程度要支援状態の方に対する支援というか、IT関係でお顔を見ながらとか、いろいろなサービスなども展開できるのではないかという意味で、ある程度サービスについても、今きめ細かなことをおやりいただいているということですので、それはありがたいことなのではございますけれども、さらに一歩進んだこともこれから考えることが必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ご高齢になって単身でお暮らしの町民の皆さまに、今、担当の課長からも説明させていただきましたが、いろいろなサービスを提供することで、孤独を感じない、孤独にさせないという取組については、今も進めているところでもありますし、これからも、いろいろな方策を講じながら、また社会福祉協議会や関係する皆さまとともに支えていくことが肝要かなと思っております。今現在行っているサービスが全てということではありませんので、これからも必要なものについては、それぞれの皆さまのニーズに応えられるような取組をしていかなければならないかと思っております。

ご質問の、議員が今ご発言の中でどういうものをイメージしているのか、私今つかめてございませんが、いろいろな手段を講じた中で、孤独対策については今後も手厚く、そして優しく講じていく必要があるかと思っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

すみません。言葉足らずで申し訳ないです。

私が言いたかったのは、例えば、それぞれ民生委員にご訪問していただいたり、町内会での行事に参加を促すとかということもやっていたりすることは重々承知でございます。配食サービスとかふれあいサロンとか、二重三重になっているのですけれども、どうしてもその中に外に出ていけないような人もいないかと思っております。それは、足の問題ですとか、ご自分の体力、気力の問題もありますけれども。

これからは、ある程度スマホを使える高齢者が段々増えてきたら、そういうものをツー

ルとして、「じいちゃん、元気かい」とか「ばあちゃん、今日は何か用事ありませんか」という、今までは安否確認を電話でやっている町村もありますけれども、さらに一歩進んで、そういうことなどについても研究していただきたいという意味合いでございます。

今、町内会ですとか、いろいろなことを二重三重に一生懸命やっただけだということでは承知しているのですが、私の属している町内会でも見守り活動ということで頑張っているけれども、町内会ですとか社協の推進委員ですとか民生委員などの活動実績みたいなものは、町として把握されているのでしょうか。

○議 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

社協の地域ネットワーク事業ですとか民生委員の活動を行っているということで、連携は日々取っております、高齢者のお困り事などには個別に対応しているところですが、具体的な活動内容の数字的なものは承知しておりません。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。

業務多忙なのかもしれませんが、ぜひバックデータもあって、どの方のどういうふうな、今は本当にコンピュータの時代ですので、そういう把握についても、これから事業計画やいろいろなことの対策がなされていくと思いますので、ぜひ次回に向けて補強していただきたいと思っております。

次に3点目のひとり親世帯と障がい者世帯についてのお話をさせていただきます。

心配というか、どうかと思っている点が1点あります。身障者世帯につきましては身障分会などもありまして、会員などもちゃんと把握されておりますので、そういう中でいろいろ会員相互の交流ですとかということがされていると思うのですが、ひとり親世帯について、言葉は適当かどうか分かりませんが、僕たちは母子会と言っている中で、営々脈々とそれぞれ行政の支援なり、社協の支援なり、いろいろなされてきておりました。

ひとり親世帯、俗に言う母子会というか、何という会の名称が一般的なのか分かりませんが、そういうものの活動について、町として、把握なり支援なり、どのようなことをされているのでしょうか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

母子会についてですけれども、会の名前は母子会ということで継続していますので、今、

母子ですとか父子という言葉はあまり使わないでひとり親家庭という言い方をしておりますけれども、母子会ということで活動されております。

現在は、会員の方が5名ほどで、立ち上げ当時のメンバーが細々と活動されているのですが、例えば温泉に行って交流するとか十勝の総会に参加するといった活動をしているところです。ただ、会員の高齢化が課題となっていて、新たな会員の加入というのが課題となっているところで、民生児童委員などを通じて、若い方なども会員になってもらっているということでお聞きしております。

今後、町でできることにつきましては、支援していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今お答えいただいたように、そういう時代なのかもしれません。福祉の制度も非常に充実してきていますので、特別すごく困るとか何とかということはないのかもしれませんけれども、しかしながら、ひとり親の会が、母子に関しても父子に関しても、新しい会員の方を民生委員がいろいろ接触していただいているのでしたら、ぜひ一声、会のことをご紹介いただいたり勧誘いただいたりして、そういう中でいろいろな日常的な困り事、共通的な困り事、もしかしたら個人的な先輩が一生懸命頑張っていて、いろいろ仕送りの話や困り事の話もどくばらんにできることが会員というかひとり親の方のいろいろ前進にもなっていくのではないかなと思います。

制度的にはすごく充実してきていますけれども、孤立感とか孤独感とか、それから従前、昔は、お父様が亡くなられた、お母様が亡くなられたという死別中心から、今は離婚などが中心になってきていると思いますので、特にある日突然という、死亡とは違うかもしれませんが、ひとり親になられたらいろいろ大変なことが多いと思いますので、会員5人でなくて。

きっとひとり親の母子医療を受けている方、前年の決算の数字でたしか40何ぼ世帯ではなかったかと思うのですが、今おられる方は、はっきりいって寡婦世帯ではないかと思われしますので、さらに行政の努力を促したいというか、奮起をお願いしたいと思っているのですがいかがでしょうか。再度で申し訳ございません。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

今、ひとり親家庭の方は、本当に増えてきているというところはあるかと思っております。実際になってみないと分かりませんが、ひとり親家庭の方というのは、意外とひとり親家庭の方同士の交流というよりはお母さん同士、お父さん同士の交流という中で孤独です

とか孤立というのを解消しているのかと感じておりますけれども、母子会に入ること、いろいろな母子寡婦福祉資金とかといった貸付などの制度を知ることにもなるかと思っておりますので、会員の高齢化が進んでおりますけれども、新たな会員が集まっているような支援というか普及啓発などに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、次に4番目の教育委員会のことについて、具体的なお答えではなくて、やんわりと学校経営のこととか、教育力を向上させているというお話の内容だったと思うのですが、長期欠席ですとか、あと、いじめによって孤立、孤独が生じているようなことは、教育委員会としていかな把握をされているのでしょうか。まず1点目、それをお聞きしたいと思っております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問いただきました学校における長期欠席、いわゆる不登校、あるいはいじめを理由とした不登校、集団への不適応の実態についてはどうかというご質問だったかと思っております。

それについてでございますが、5月末の数字でございますが、小学校において不登校児童についてはおりません。中学校についても同様でございます。しかしながら、不登校傾向、登校しぶりの傾向を持つお子さんについては、小学校で4名、中学校で5名いると報告を受けております。ただ、いずれにしましても、前年度又は4月からに比べると、欠席している日数が減ってきているとか、学校に来る時間がほかのお子さんと同じような時間帯に来られるようになってきているということで、改善の傾向が見られるという報告を受けております。

また、いじめにつきましては、現在、学校では年2回、道教委のいじめ調査を行っております。今年度の分については、直近の中で取り組んでいくこととなりますが、昨年度のデータでございますが、中学校については、いじめアンケートによって、いじめを受けているというような生徒についてはゼロでございました。小学校については数件、いじめ、かつていじめられたことがあるということで数字はございましたが、小学校のほうも教職員の聞き取りでありますとか教育相談等を通して、今現在は継続しておらず、学校の欠席に結びついているような事案はないという報告を受けております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

直接的ないじめの事案ですとか何とかというのですけれども、自分の経験からしたら、例えば勉強が分からなくて疎外感というか、何感という言葉がいいのか分かりませんが、学校における孤立感とか何とかというのは、それはもちろん家庭での経済格差ですとか、それからお父様、お母様の教育に対するいろいろ、僕が子どもの頃は「勉強しなくても、体さえ元気だったら、それでいい」と親に言われて大きくなってきましたけれども、今はそういう時代でなくて、いろいろ、いじめですとか、長期欠席の方も健康上のこととか、体に自信がなくて、朝なかなか起きられないとか、行けないという方もいますけれども、もしかしたら、学力のことですとか、決定的な関係破綻でなくても、そういうことでも孤立感や何かがあると思うのです。

そういうことに意を注いでいただいていることは教育委員会からの答弁書から十二分にくめるのですけれども、どうしても学校でいけば、直接的ないじめのこととか、健康のこととか、部活の中の序列の関係だとか、いろいろな事象に目が行ってしまいますけれども、勉強できなかった自分からすると、学力のことだとか生活時間のことだとか、いろいろ素因というか要素はありますので、そういうことにもぜひ意を注いでいただきたいと思うのですが、再度しつこいようですけれどもお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまのご質問にございましたとおり、子ども達が学校で孤立、又は孤独を感じるというものの要因については、多岐にわたっているというように感じております。

したがって、各学校においてでございますが、小学校においては、教育相談週間というのを年に1回設けて、子ども達と担任が個別に関わり合う、お話を聞くという場を設けてございます。中学校におきましては、教育相談というのを6月と10月の年2回設けてございまして、進路を含めて個別の悩みや思い等に聞き取り調査をしているところであります。

そのほか、両校にはスクールカウンセラーも配置してございまして、場合によってはスクールカウンセラーも活用するという事で、学級担任はもとより、養護教員、それから教科担任、すべての職員が複数の目で1人の子をしっかり見つめながら、その子の悩みや思いといったものを相談しやすい環境をつくり、それに寄り添ったきめの細かい素早い迅速な対応をしていくということで、今、学校経営、学級経営を進めていただいているところでございます。

教育委員会としましても、そういった学校の実態を毎月行います校長会議等で報告を受けながら、適切に学校への支援、指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、5点目の「町としての横断的な必要性というか考えについて」お聞きしたいと思っております。

それぞれ町の行政、教育委員会の行政の中で、二重、三重、四重にいろいろな事業がされていて、本当にきめ細かなことがされていると理解できました。これからも、ぜひ頑張りたいと思っています。

そこで、前にも言っていてしつこいのですけれども、いろいろな福祉の事業ですとか教育委員会の事業の中で僕がいいなと思っているのは、学習活動に対してもスポーツ活動に対しても健康活動に対しても、それぞれポイントカードで頑張っている町村もあります。それがどうしていいと思ったかは、私も吹き矢の教室ですとか脳トレですとかに行ったら、ぼんとハンコをいただいて、そこでまた7、8人のお仲間と一緒に活動があります。

それが一つばかりではなくて、ことぶき大学でもいろいろなものがポイントになれば、重層、複層的に社会参加が必然的に多くなっていきますので、例えば道教委でやっているような生涯学習の単位制も、帯広などの市の生涯学習講座に行ったり、帯広畜産大学で開催されたりしていることについても、認定講座だとしたらポイントをいただけるような制度になって、いろいろな人と交われるような制度があります。

大樹町においても、前回ご質問させていただいて、今は考えていませんということなのですが、先ほどからお話ししているように、僕はまだ残念ながらスマホではないのですけれども、段々スマホが多くなれば、ガシャッとやればポイントがそこにカウントできるようなこともそんなに夢物語ではないと思いますので、町としてそういう横断的な新しいようなシステムというのはいかがお考えでしょうか、お聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町民の方が安心して孤独感を感じずに安心して暮らせる町にしていく必要性というのは私も十分感じておりますし、いろいろな機関を通じて連携しながらそういう対策を講じていきたいと思っております。それは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

また、今、議員がご発言の中でもありましたが、ポイントカードと言っているかどうかは分からないですけれども、ツールとして、町民の皆さまがいろいろなイベントやいろいろなところに足を運びたいような取組については、実は私どもも企業の方と包括連携協定を結んだ中で、そういうものを役立てている道内の自治体の事例も把握しておりますので、導入に向けては現在も検討を進めているところでもあります。

ただ、実際の運用にあたっては、町内の経済団体等とも相談をしながら進めていかなければならない部分もありまして、今まだ実施の目処が立っている状況にはありませんが、私としてはやりたいと思っておりますので、鋭意、今協議を進めている中で、具体の形が見えてきた中で、実施に向けてある程度の方向性はお示しできるのではないかと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

僕も、自分が高齢者になったからといって、おんぶに抱っこでいろいろなものを用意してくださとか用意すべきだとは思ってはいません。言葉の中でも、自己学習力だとかアクティブというような、自らのことは自分で前進していくようなことでないと、これからの時代は本当に生きていけないと思います。誰でもいつかは1人になります。

そういう中で、町にもお手伝いいただいた中で、自発的な活動、自発的な学習とか、生活力といたらいいと思うのですけれども、そういうことが大切だなと、町長も今そのようにおっしゃっていただきましたので、大樹に本当に住んでいてよかったな、大樹の学校に行っていてよかったなとか、いい先生だったな、いい隣人がいたなということで幸せになれるように、自分自身も頑張っていきますけれども、ぜひこの場にいる方もそういう気持ちを大切にさせていただいて、頑張っていきたいと思っていますのでこれからもどうぞよろしく願いいたします。

これで終わります。

○議 長

次に、4番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しておりました合葬墓（合同納骨塚）の設置について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

近年、核家族化や過疎化、さらには高齢化社会の進展、個人の価値観の多様化などを背景に、お墓を取り巻く環境が大きく変化しています。

子どもや孫たちに迷惑はかけたくない、将来を考えて自分の代で墓じまい、納骨堂じまい、お仏壇じまいなどを選択する人が年々増えている中、お墓が無い、墓じまいをしたいが遺骨の受入れ先が無い、お墓を引き継ぐことができないなど、様々な事情でお墓や遺骨の管理に不安だという町民の声を聞きます。

こうした実情から、町営の合葬墓があれば、子どもや孫たちに負担をかけず、将来的にも安心して町民も暮らせるのではないかと考えます。

令和2年第4回定例会で一般質問した際は、町長から「町営の合葬墓も含め大樹町に合った仕組みを検討する」と回答をいただいておりますが、その後の検討結果と現在の町長の考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

西山議員ご質問の「合葬墓（合同納骨塚）の設置について」、お答えをいたします。

合葬墓の設置について、「町営の合葬墓も含め、大樹町に合った仕組み」の検討結果ですが、現状を把握するため、条例で使用料金を定めた墓園（大樹、開進、尾田）の状況調査を令和3年度に実施しました。

この調査の結果、3か所合計で1,847区画のうち984区画が利用されており、利用率は53.3%です。この利用中の区画のうち40区画、4.1%が利用者不明となっております。また、近年の墓じまいの状況は、令和元年に6件、令和2年に5件、令和3年に4件となっております。

西山議員ご質問にあるとおり、近年、核家族化や過疎化が進む中、お墓への考え方も多様化しているところであり、様々な事情によりお墓の承継や維持管理が困難な方、また経済的にお墓を建立することが難しい方などのため、合葬墓の検討も必要と認識しておりますが、今後の時代の変化と多様化するお墓の利用者や関係機関、そして他町村の状況を見極めながら合葬墓の設置について、引き続き検討していきたいと考えています。

○議長

西山議員。

○西山弘志議員

町長は、前回のときに「情報収集を進めている。お寺の考えについて聞き取り調査をする」と答弁されているのですが、その調査結果をお聞きます。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

情報収集の部分でございますが、管内の合葬墓、それから納骨塚の町で設置している件数を調査したところ、現在、帯広市と池田町と音更町で共同の納骨塚を設置しているという調査を確認いたしました。

それと、寺院のほうについては、まだ行ってございません。

○議長

西山議員。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

それで、本町では、総世帯数は増加しています。総人口は緩やかながら減少、高齢者人口は増加、大樹町の世帯人員別の世帯構成比を見ると。これは令和2年の国勢調査ですが、1人暮らしが41.6%と最も高く、以下、2人世帯は32.7%、3人が13.2%、4人が8.1%になって、1人、2人の小規模世帯は約7割を占めていると。1人世帯、2人世帯の実数は構成比ともに増加、3人以上の実数は減少となって、町の平均世帯人員は2.09人で、この現状では自分の墓など将来的に引き継ぐことができず、墓の無縁化、無縁墓につながると思います。

町長は、この状況をどのように受け止めているかお聞きます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

国勢調査等の数字で、世帯別の率を詳しく教えていただきましてありがとうございます。

大樹町の現在の傾向としては、先ほど同僚議員のご発言もありましたが、高齢の方で単身の方という方も当然いらっしゃると思いますが、私どもは、単身の世帯数の増加の部分は若年層、若い方々の世帯が多いのではないかと考えております。いずれそういう方もご家庭を持つでしょうし、お子様もつくるということもありますので、今単身世帯であっても、いずれ家族を伴う世帯になっていくのではないかと考えているところではあります。

ただ、そればかりとも言えないということもありますので、今後、葬儀又はお寺を取り巻く状況というのは、先ほど私が説明したとおりでもありますので、今後の状況を見据えた中で、どういう形で大樹町が合葬墓を整備していく形がいいか、又はタイミングはいつかということについては、今後も検討はしていきたいと思っております。

○議 長

西山議員。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

本当に遺骨などの引取り先がなくて、最近によく、どこかに散骨してくださいというような声も聞かれます。今後いろいろな形で葬儀の形が変わってくるのではないかなと思われれます。

町長はいろいろなアイデアをお持ちの方なのでお聞きしますが、大樹の町、宇宙の町、スペースコタン、宇宙版シリコンバレー、宇宙ビジネス、いろいろな分野での打ち上げは考えられると思います。将来、宇宙葬、宇宙への散骨事業など、時代が訪れるのではないかと考えます。夢のある事業だと思いますが、将来そのような事業に対しての考えがあるかお聞きします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

現在も亡くなられた方をどういう形で葬るかというところで、普通にお墓に入れるとい

うこともありますし、また、いろいろな場面で散骨をしたり、樹木を活用した弔い方をしたりするなど、いろいろなケースがあると思います。

そういう中で、議員ご指摘のとおり、そういう散骨という方法もあろうかと思っておりますので、今後そういう未来が来ることもあり得るかとは思っておりますが、大樹町が宇宙のまちづくりをやっているのです、それに絡めて私どもが、今の議員のご発言の内容に取り組むかということころは、ないのではないかと思います。

○議 長

西山議員。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

これは夢のある話で、将来、企業としてふるさと納税企業版とか、いろいろ考えるとそういうのもありかと思ったので質問しました。

そこで、お墓を取り巻く環境が大きく変化する中、永代供養の場として合葬墓が新たな納骨堂の引取り先として今注目されています。先祖や自分の墓を将来的にどうするのか。考えるきっかけとして、合葬墓の必要性をアンケート調査する考えはあるか、最後にお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、従前からのご答弁でどういう形が必要かどうかも含めて検討を進めているところでもありますし、その中で町民の皆さまのニーズを確認するという部分も必要になってくるのではないかと思いますので、そういうタイミングになった段階で、どういう形で、又は合葬墓を希望するかどうかも含めて、ニーズの確認が必要な場合については、町民の皆さまにアンケートという形になるか、どういう形か今は明言できませんが、お考え又はニーズを把握するという場は、いずれ必要になってくるのではないかと考えております。

○議 長

西山議員。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

これで合葬墓、合同納骨塚の設置についての質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、私のほうから、先に通告いたしました「大樹町のゼロカーボンシティ宣言について」の質問をいたします。

昨年12月の定例会において宣言されたゼロカーボンシティ宣言についてなのですが、この宣言は、この時点で鹿追町を筆頭に管内5例目となりましたが、政府は2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指しており、この実現に向けての確かな一歩であることは明白であり、排出実質ゼロとは、排出量と吸収量の具体的な数値でカーボンニュートラルを目指すものです。

1点目、大樹町の温室効果ガスの発生量について、今年3月の定例議会において同僚議員からの質問に対する答弁で、「平成30年時点で11万5,000トン。その内訳として、産業部門7万4,000トン、家庭部門1万3,000トン、運輸部門1万8,000トンの合計10万5,000トン」とありました。残り1万トンは自治体の排出量と考えてよろしいでしょうか。

2点目、1点目の温室効果ガス発生量の調査から既に4年近く経過しています。排出量の調査、把握に関して、前回、同僚議員からの質問に、国の補助金を活用して地域再エネ導入戦略策定業務として進めると答弁していますが、その後の進捗状況についてお知らせください。

3点目、排出量実質ゼロとは、排出量から吸収量を差し引いた数値がゼロとなることを意味します。この吸収力の主なものは森林面積が該当し、大樹町は森林面積が全面積の約73%を保有しています。この森林面積の助長、又は保護対策について。

4点目、排出量の主な要因である自動車やトラックなどの燃料も検討しなければなりません。施設の暖房等に使用する重油ボイラーなども環境配慮型代替燃料に切り替える手段と考えますが、これについて具体的な対策をお答えいただきたいと思います。

5点目、最後になりますが、今年4月に完成した新庁舎は、まさにゼロカーボンシティを目指すZEBレディを取得し、現在、行政活動のシンボルともなっていますが、庁舎だけでなく、電気自動車などの購入等により排出量削減の効果があります。しかし、そもそも電気の供給源で温室効果ガスを大量に排出しているのであれば本末転倒となります。スマート街区のようなエネルギー供給源が町内の至るところに構築できるのが理想ですが、スキームの構築に向けてどのように考えているのか質問いたします。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

寺嶋議員ご質問の「大樹町のゼロカーボンシティ宣言について」、お答えをいたします。

1点目の「大樹町の温室効果ガスの発生量について」であります。環境省が公表している平成30年における大樹町の二酸化炭素排出量推計値は11万5,000トンと算出されており、その内訳は、製造業、建設業、農林水産業による「産業部門」で7万4,000トン、「家庭部門」で1万3,000トン、旅客・貨物による「運輸部門」で1万8,000トン、残りの1万トンは廃棄物部門の1,000トンと事務所や商業・サービス業施設など、どの部門にも帰属しない「業務その他部門」の9,000トンという内訳になっております。

2点目の「国の補助金を活用した地域再エネ導入戦略策定業務の進捗状況について」であります。先日、補正予算をお認めいただきましたが、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択が決まりましたので、今後、委託業者の選定を行い、CO₂排出量の現状分析や将来推計、脱炭素シナリオ、将来ビジョンなどを網羅した再生可能エネルギー導入計画策定に取り組んでまいります。

3点目の「森林面積の助長、又は保護対策」ですが、樹木の成長に伴い、炭素貯蔵量は増加しますが、二酸化炭素の吸収量としては、主要樹種であるカラマツやトドマツを含め、樹齢20年頃をピークに低下します。

北海道林業統計によると、本町の森林面積は10年で0.3%の減少ですが、取り込まれた炭素量に比例する蓄積は6.1%増加しています。

寿命300年程度のカラマツは経済林として木材生産の効率性などの面から、成熟段階前の概ね40年程度で伐採・利用されていますが、二酸化炭素の吸収という面では、効率的なサイクルと考えられます。

森林面積の助長、又は保護という量的な取組については、森林環境譲与税などの活用による造林支援や森林経営管理制度の活用を検討するとともに、コンテナ苗やクリーンラーチの利用など、生産性の向上という質的な取組も進めていく必要があります。

4点目の「自動車燃料や施設の暖房用燃料などの環境に配慮した具体的な対策」についてであります。議員ご指摘のとおり、日本における二酸化炭素の排出量で運輸部門が全体の18%を占め、そのうち自家用乗用車が約46%を占めると言われており、ゼロカーボンに取り組む上で、施設の暖房とともに重要な課題であると認識しております。

公用車につきましては、走行距離や車両の状態などを考慮して、計画的に更新を図り、電気自動車、燃料電池自動車及びハイブリット自動車など、環境に配慮した自動車の導入を進め、二酸化炭素の排出量の抑制を図ってまいります。

施設の暖房につきましては、本年4月から運用を開始したスマート街区事業により、大樹小学校と生涯学習センターが木質チップを熱源とし、また役場庁舎は地中熱ヒートポンプを導入するなど、化石燃料に依存しない施設整備を進めております。

それ以外の公共施設等につきましても、将来的には、環境配慮型代替燃料の使用や化石燃料に依存しない施設整備は必要と考えますが、老朽化している施設もあり、今後の公共

施設等の整備計画と整合性を図りながら進めてまいりたいと考えています。

5点目の「ゼロシティを目指すためのスキームの構築に向けての考え方」についてですが、2050年までのゼロカーボンの実現に向けて、国が旗振り役となり、産学官連携した技術開発や研究が今後一層加速していくことが予想されます。町としては、それらの取組と連携し、活用を図りながら、町が担うべき役割をしっかりと進めていきたいと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

1点目の温室効果ガス排出量についてなのですが、排出量の算定は、町長の答弁にもあったとおり、住基人口、雇用統計、経済政策などの各種データで算出し、公表されています。平成30年では、世界で約335億トン、1971年の約2.4倍です。この時点で日本の二酸化炭素排出量は約10.7億トン、中国、アメリカ、インドに続き、世界第5位です。

この事実をまず認識して、そして、先ほどの町長の答弁にもありましたが、北海道は5,275万1,000トンで、大樹町は約2.18%の11万5,000トンの排出比率になります。そして内訳として、製造業、建設業、農林水産業の産業部門が約64%、7万4,000トン、家庭部門で約11%の1万3,000トン、運輸部門は約15.6%の1万8,000トンで、残りの約9.4%が廃棄物部門の1,000トンと、その他で9,000トンとなります。

この数値なのですが、やはり製造業、建設業、農林水産業で、大きくまとめ過ぎていると私は感じていますので、これもきちんと鹿追町のように細分化した現状分析が必要だと考えますが、今後これについてはどうお考えでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

産業部門につきましては、議員おっしゃるとおり、製造業、建設業、農林水産業でまとめて7万4,000トンという数値になっているのですが、環境省の内訳では、製造業でいきますとそのうち5万8,000トン、建設業でいきますと1,000トン、農林水産業におきましては1万5,000トンとなっております。

以上です。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まず、なぜこのような質問をしたかといいますと、やはり町民1人1人がどの分野にある意味該当し、属しているかということも、今後いろいろな意味で意識することは必要ではないかと私は考えておりますので、今後そのような形を現状の実態調査としてやってい

ただきたいと思います。

それが、先ほど町長の答弁にありましたが、脱炭素のシナリオや将来推計につながると考えるのですが、これについて、町長は同じようなお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員と同様の考え方であります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

分かりました。

それでは、3点目についてなのですが、二酸化炭素の排出量の削減を進めてカーボンニュートラルを達成することは基本ですけれども、実質排出量をゼロに大きく関係するのが、先ほどもご説明したとおり、二酸化炭素の吸収量である主力が森林面積に該当するかと思います。

ただ、単純に森林面積を増やしたからといって大幅に吸収力が増加するということは現時点では判明しておりません。しかしながら、一時的であれ、大樹町の二酸化炭素放出量を緩和する役割があることも認識する必要があると私は考えております。

よって、森林面積を減らすことなく、助長、保護すべきだと当然のように考えますが、そこで、町長の答弁にあったように、森林環境譲与税等の活用やコンテナ苗やクリーンラーチの利用で、生産性の質的な向上により二酸化炭素排出量の抑制を図るという解釈を私はしましたけれども、これについても相違ありませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁で申し上げたとおりであります。

私どもが町有林として保有しているカラマツやトドマツについては経済林でありますので、一面で二酸化炭素を吸収する機能は森林樹木にはありますけれども、なおかつ、私どものカラマツ、トドマツは経済林でもありますので、適切な伐期が来たら間伐をして、処分をするということがまず前提にあります。ただ、刈った後も再生していく、また植付けをして、さらに40年、50年かけて経済林としての効果を高めていくということがこれからも求められますので、そこについては、そういうサイクルを継続していくということが必要だと思います。

ただ、後段で申し上げたとおり、生産性の向上であるとか、経費を軽減していくとか、維持管理の経費を少しでも少なくしていくという取組については、そのときそのときの技術を導入しながら進めていくということも必要であると思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

分かりました。

今後とも、いろいろな情勢を把握しながら、造林支援や森林経営管理制度の活用を進めるといことですね。

それでは、次に4点目になりますが、現時点での二酸化炭素の排出の主な要因は、化石燃料の依存です。ゼロカーボンに取り組む以上、化石燃料の依存から脱却しなければなりません。まず、依存度の高い自動車燃料を環境配慮型代替燃料に少しでも切り替える必要があると私は考えます。

例えば、音更町や更別村などでは、バイオディーゼルというBDFの燃料をスクールバスや除雪等の業務に使用しております。バイオディーゼルは、事業系や家庭で排出される廃食油を回収し、廃食油を原料とし精製され、自動車燃料として、軽油の代替燃料として、使用されています。

現在は、軽油として使用する範囲の法規に関しては5%混合でしかありませんけれども、まず、このような燃料を今後使用していくということも非常に私は大事ではないかなと考えております。

さらには、バイオディーゼルの原料となる廃食油も、今リサイクルの観点で、おそらく給食センターとか病院とかいろいろなところで出されるものは、ただ処分されているだけではないかと思っておりますので、これをまず製造会社に提供し、そのインセンティブとして優先的にバイオディーゼル燃料を供給してもらおうというようなことが、理想ではないかと考えますけれども、町長は、再生エネルギー可能の検討もすると先ほどの答弁にもありましたが、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもは、昨年12月にゼロカーボンの取組を宣言いたしました。先ほどご説明したとおり、これから、それに伴う再生可能エネルギーの導入に向けた計画もつくっていくこととなります。その中の一つの取組として、そういうことも当然進めていかなければならないと思っておりますので、今後、私どもが今これから策定しようとする計画、2050年にカーボンゼロにする目標に向けての町としての取組をこれから形づくってまいりますので、その中でそういう項目についても検討し、実施できるものから早い段階から実施していくということが一日でも早い目標達成につながるのではないかという思いでおります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひ、今後検討していただきたいと思いますが、先ほど、自動車燃料として利用するのは5%しか再生エネルギーとしての比率はありません。

ところが、先ほど町長の答弁にもありましたが、スマート街区事業の構築で、小学校や生涯学習センターが木質チップを熱源とし役場庁舎は地中熱ヒートポンプの導入により化石燃料に依存しない施設設備が進められています。でも、それ以外の公共施設は、いまだに重油ボイラーを使っていたりしておりますので、この対策として、重油ボイラーのところにバイオディーゼル100%を入れるという考え方もあります。そうすると、より効果的なカーボンゼロに近いような形の数値がたたき出せます。これが今後、古い施設の暖房に重油を使っているようなボイラーであれば、そこに100%入れるという考え方が最も効果的なものですから、さらに検討していただきたいと私は考えています。

もう一つの情報として、今世界は再生エネルギーを利用したカーボンニュートラルに関してはダブルカウントするという、つまり今回の使用で100トン削減しましたといったら、掛ける2となるのですよね。普通のいろいろな電気自動車を使っていますとかということは、単純にそのままのグロスになってしまうのですけれども、実はダブルカウントということが海外の情報で伝わってきていますし、私は、これはいずれ日本でも同様の扱いになるのではないかと考えますので、大樹町がゼロカーボンシティ宣言した以上、この重要なアイテムを使ったほうがいいのではないかと。先ほどと似ているのですが、町長のお考えはどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

重油のボイラーにバイオディーゼルを入れてというところは、正直申し上げて、私、そういう知識がありませんので、その辺については、計画を策定する中でどういう取組ができるかというところの情報収集も含めて進めていく必要があるかと思っております。

また、ダブルカウントされるというところについては、海外の情報だということですが、現在、私どものほうには、そういう情報はまだ仕入れておりませんので、今後そういう形で取組がさらに加速するような扱いになっていくのかと思いますが、現在その件についての情報は持ち得ておりませんので、コメントは正直できないと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

分かりました。

これは現在進行的な形での情報なものですから、入りましたらぜひ検討していただきたいと思います。

そして、最後の5点目についてなのですが、町長の答弁から、2050年までのゼロカーボンの実現に向けての考え方は理解できました。町が担う役割を国の歩調と合わ

せて進めるということだと解釈しました。

私がここでお聞きしたかったのは、例えば、先ほども説明したかと思うのですが、公用車は電気自動車を購入して使うということになると、おそらく庁舎での電気の供給源はスマート街区から供給された電気を使うということになるのかと想像していますが、もし従来の電気を使用するというのであれば、全くもって、部分最適にはなるのですが、全体最適にはならないということが事実でございます。

このようにならないためには、やはりエネルギーの地産地消、一番モデル的なケースが今回のスマート街区事業のエネルギーのことです。つまりそれは、何回もご質問していますが、最終的には自営線ネットワークを至るところにつくるといって、今回のスマート街区事業のスキームを町内に何か所もつくるといって、かなり二酸化炭素の排出量を抑えることができるのではないかと私は考えます。

さらには、大樹町は大型の酪農経営をされている方がいますし、メガファームが存在しております。前回の定例会でも町長の答弁にありましたが、大樹町にはバイオガスプラントが8基もあるということです。今後も、家畜ふん尿処理におけるバイオガスプラントは増えるのではないかと考えますので、先ほどの自営線ネットワークを町内の至るところにつくるといって、これが最も今後必要ではないかということで、検討していただければと思うのですが、これについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員のご指摘のとおり、そういう自営線ネットワーク等が町の中でいろいろなところで構築できれば、さらにゼロカーボンに向けた取組が加速できるのではないかと考えております。

ただ、いかんせん、それには費用がかかってまいりますし、費用をどれだけかけてもいいからゼロカーボンをすべきかというところは、やはり費用対効果も含めてやっていく必要があると思いますので、その辺については、かかる費用を見据えた中でやれるところから取り組んでいくということが肝要かと思っております。

私、答弁の中でも申しましたが、私ども、自らを、例えば施設であるとか車輦であるとか取り組むべき必要な部分、取組、又は町民の皆さまに向けて取組を推進していく立場、そして町内にある事業者、農林水産業者を含めた方々に対するゼロカーボンの取組を進める役割を網羅した中で、トータル的に大樹町が2050年にゼロカーボンを実現できるという取組については鋭意取り組んでいきたいと思っております、その中で、自営線ネットワーク等の構築についても検討でき、またやれるものから進めていく必要があるのではないかと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひ、今後のいろいろな策定の中で、積極的に進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、どんな立派な構想も、実は絵を描くことは簡単です。しかし、現実的に進めるとなれば、様々な課題や問題が立ちふさがります。

先ほどの自営線ネットワークの構築も、実際には、例えば電気主任技術者の確保ですとか専任ですとか、それらの維持費、また、庁舎自体がそうですけれども、ヒートポンプも非常にゼロカーボンに沿ったエネルギー供給源なのですけれども、これもまた電力の消費が高いと言われています。そして、数十年後には間違いなく施設の更新等もあります。

こういうことを考えると、非常にいろいろな課題が立ちふさがっていくのではないかなと思いますが、次の20年、次の50年、100年に私たちは責任があると考えております。

依田勉三氏の薫陶の言葉で、借りて言えば、やはり子々孫々に恥じない判断と責任で進めていただくことをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長

次に、3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告しております、婚活の支援について町長にお伺いいたします。

大樹町の人口は、昭和60年に8,118人、令和4年4月末現在では5,405人で、大幅な人口減少であり、過疎化が心配されます。過疎対策の決め手は、出生数の増加であると考えます。

政府は、未婚者（18歳から34歳）の約9割が「いずれ結婚するつもり」で、未婚者（25歳から34歳）の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」との調査結果を公表しております。

町内では、過去に青年団体やサークル等の連合組織による交流の場が多数あり、また町内には仲人的な世話人もおりました。しかし、現在は人口減少と新型コロナウイルス等の影響でますます知り合う機会が失われております。

そこで、次のことについて町長にお伺いします。

1、大樹町の婚活に対する支援の状況について。

2、婚活対策の一つとして、帯広信用金庫の結婚相談事業「おびしんキューピット」を活用するため、「出会いの場創出の連携に関する協定」の締結についてお考えはないか。

3、国や北海道の婚活支援事業の活用、また大樹町独自の今後の取組について。

以上、お願いいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

吉岡議員ご質問の「婚活の支援について」、お答えをいたします。

1点目の「大樹町の婚活に対する支援の状況について」であります。町では、少子化の要因となっている晩婚化、未婚化等に対する取組として、平成30年に大樹町婚活支援事業補助金交付要綱を制定し、大樹町商工会青年部が平成30年度と令和元年度に婚活事業を実施した際に補助金を交付しております。

2点目の「帯広信用金庫との出会いの場創出の連携に関する協定締結について」であります。帯広信用金庫では、地域貢献事業の一環として平成29年から結婚相談所「おびしんキューピット」を開設し、十勝管内在住者への婚活支援を行っております。

現在、管内11町村が「おびしんキューピット」を活用して出会いの場を創出することを目的に、帯広信用金庫と連携協定を締結しているところであり、本町としても婚活の選択肢が増える機会と捉え、連携協定締結に向けて取り組んでいきたいと考えております。

3点目の「国や北海道の婚活支援事業の活用、また大樹町独自の今後の取組について」であります。国においては、地方公共団体が行う出会いの機会、場の提供、結婚に関する相談や支援者の養成などを支援する交付金制度を設けておりますので、今後、事業効果などを見極めながら活用を検討したいと考えています。

また、町独自の取組については、今年度、大樹町商工会青年部が婚活事業を実施すると伺っておりますので、事業に対する支援を行ってまいります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問させていただきます。

冒頭に述べました数字は、少子化社会対策白書の数字でございましたけれども、厚生労働省は、今月6月3日に、2021年、令和3年の人口動態統計を公表しました。出生数は81万1,604人で、前年より2万9,231人減少し、過去最少の出生数となっております。また、婚姻件数については50万1,116組で、前年より2万4,391組減少し、これもまた過去最少ということでございます。合計特殊出生率1.30から考えますと、今後ますます出生数の減少が懸念されます。

そういう中で、地方自治体はいろいろ対策を取っておりますが、今後さらなる危機感を持ち対応していく必要があると思っております。

1点目の大樹町の婚活に対する支援の状況については、分かりました。

それで、2点目の帯広信用金庫との出会いの場創出連携協定締結については、大樹町も連携協定締結に向けて取り組んでいきたいとの前向きのお答えをいただきました。ぜひ早い段階での締結を希望するところでもあります。そのように努めていただければと思いますけれども、大樹町のためになると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この締結は、早い段階でと希望するところではありますが、年内あたりの締結ができるかどうか、その辺の見通しはどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

帯広信用金庫が地域貢献事業として取り組んでいただいています、結婚相談所おびしんキューピットについては、先ほど答弁でも申し上げたとおり、管内11町村が締結しているということですので、私も早い段階で締結まで至ればと思いますが、連携協定もある意味結婚したいなもので、お互いの思いが一緒にならないと締結に至らないので、信金のご都合もありますので、私のほうからは積極的にアプローチをしたいとは思っております。

ただ、締結がなくても、例えば大樹の町民の方が帯信のほうに出向いて、おびしんキューピットの結婚相談所に登録を行えば、登録はすぐにも受け付けてくれますので、そういうところも帯信同様に、町民の皆さまにもPRをしていければなと思っております。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

いろいろな参加の仕方というか登録の仕方、町長から説明ありましたが、せっかく町長に前向きな答弁いただきましたので、ぜひ信金ともうまく良好な関係をつくっていただいて締結をしていただきたいと思っております。

また、PRの関係でございますけれども、登録する、しないにかかわらず、積極的な参加が不可欠です。待っているだけでは出会いはないと思っております。町内でこれまで出会う機会がなかったけれども、例えば、登録によって自分にマッチした方が現れるということも期待できると思っております。

また、町内の中で職員数が多い役場職員の方々の理解を求めて、個人の考えもありますけれども、登録の推進を図っていただきたいと。また、先ほどの町長の答弁もありましたけれども、町内の団体、事業所等への周知、また個人個人への周知の仕方などを検討するなどして、未婚者の多くの方に登録いただけるように推進していただきたいと思っておりますが、再度町長の考えをお伺いします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

おびしんキューピットの連携という部分では、町村もそういう部分の取組をしていますということをお示しする、公にする役割が大きいのではないかと思いますので、そういう部分で、まず私どもも若い世代の独身者の方々の婚活を応援していますということをお示しする意味でも、連携協定は有効ではないかと思っております。

また、登録等も含めて、なかなか勧誘というか、どこまでできるかなというところは正直自信がないところでもあるのですけれども、やはり若い方、又は単身の皆さまが結婚に対する思いというのは様々おありだと思いますので、あらゆる制度、機会についてはお知

らせをすることは可能かと思っておりますので、その部分では鋭意取り組んでいければと思っております。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。よろしくをお願いします。

3点目の関係ですけれども、国や北海道の婚活支援事業の活用、また大樹町独自の今後の取組についてでございます。

国の交付金制度の事業効果を見極め、活用を検討したいとお答えでございます。また、町独自の取組については、これまで同様、商工青年部の婚活事業を今年度については支援したいと。帯広信用金庫の連携協定締結となれば、また大樹町独自の取組が一つ増えるということではないかと思っておりますが、国の交付金制度のことについて、どのような制度があるかお知らせいただければと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

国の交付金制度の概要でございますけれども、国では、地域の少子化対策を重点的に推進するための交付金を設けておりまして、まず大きく二つ項目がございます、一つは少子化対策という部分で婚活を進めるという部分で、最近ではAIを活用したマッチングシステムとか結婚支援センターの設置、それに伴う出会いの機会の場の提供などといった事業に対する補助金、交付金の支援があるというところでございます。

もう一つは、結婚の新生活を支援する事業ということにおきまして、地方自治体が行う結婚新生活の支援事業に対して交付金の支援ということで、最近では管内の自治体も含めて結婚新生活の支援事業の制度を設けている自治体も増えているという状況でございますので、町としても、今後、内容について検討が必要かと考えてきるところでございます。

以上です。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ありがとうございます。

国の制度で、今ありました結婚新生活支援事業について、私も調べてみましたけれども、国の地域少子化対策重点推進交付金の一つに結婚新生活支援事業があると。令和4年4月1日現在で、結婚新生活支援事業の令和4年度の交付決定予定一覧表がありました。

その中で、今、課長がおっしゃいましたけれども、十勝管内にもこの事業に参画しているという町村があるということでした。十勝のうち12町村が交付決定予定の一覧表にあります。中札内村、更別村、広尾町もこの12町村に含まれております。

今後、大樹町がこの事業の活用に取り組む考えはあるかお聞きいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

結婚新生活支援事業の取組の関係でございますけれども、私の手元には令和4年度では11の自治体がとありましたが、管内でも多くの自治体に取り組んでいるというところがございますので、その実施状況等を踏まえながら、内容を検討していきたいと考えているところがございます。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

私が数え間違えたのか、私の一覧の中では12ということとなっておりますけれども。

できれば前向きに検討したいということなのですが、所得制限がありますけれども、新婚の方の家賃や引っ越し費用、あるいはリフォームの助成などありますので、そういう中で十勝管内の町村も取り組んでいると思いますので、大樹町も新婚生活、新生活者にこういうものがあるのだよと言えるような体制をつくっていただければと思います。

大樹町も、この制度をはじめとして、いろいろな制度を研究し、婚活の支援をしていくべきと考えていますが、最後に町長の考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

国の制度の活用の考え方については、今、担当のほうから説明をさせていただいたところ です。

私も内容をもう一度確認をさせていただき、どういう形で活用できるかについては、検討していきたいと思っておりますし、前段のご答弁の中でも触れさせていただきましたが、町も平成30年に婚活支援の交付要綱を作成し、町で取り組んでいただいている、現在は商工青年部が取り組んでくれておりますが、それに対して補助金を交付しているところ です。

この冬に、実は町内の民間事業者の方が連携をして、出会いの場のイベントを打つ予定でございましたが、残念ながらコロナの影響で中止せざるを得ない状況になっていると聞いております。ただ、これからもまた出会いの場を含めたイベントを計画している動きもありますので、そういう動きに対しても、私どものせっかくつくった補助金の交付要綱でもありますので、それに合致できるかもどうかも含めて、またそういう取組に対して応援できる形、交付要綱の中身の見直すということも含めて、応援していければと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

冒頭にも申し上げましたけれども、人口が減り、時代が変わり、また昨今、新型コロナウイルスの影響で出会いの場が少なくなっております。大樹町独自のマッチングアプリの開発は難しいと思いますが、出会いの場がなければ婚姻に結びつかないと思います。

今後、町としての出会いの場をいかに提供するか研究をしていただき、また、さらなる婚活支援をお願いして、質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番志民和義君。

○志民和義議員

既に通告してありました1点について、町長に質問をいたします。

国民健康保険税の子どもの均等割についてお伺いをいたします。

国民健康保険税の子どもの均等割について、令和4年度から就学前まで半額に軽減されております。国が子ども・子育て支援策として負担軽減を始めました。そこで、18歳までの子ども達の国民健康保険税均等割の負担軽減を実施する自治体の一部にあります。

そこで、下記の点について町長の考えをお伺いいたします。

一つ目、社会保険にない国保税の子どもの均等割の廃止、又は軽減を拡充するよう、引き続き国に求めてはどうかお伺いいたします。

二つ目に、自治体独自で軽減策を行うところも出てきておりますので、町として免除又は軽減策の実施を検討してはどうかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、志民議員ご質問の「国民健康保険税の子どもの均等割について」、お答えをいたします。

1点目の「社会保険にない国保税の子どもの均等割の廃止又は軽減を拡充するよう、引き続き国に求めてはどうか」についてですが、令和3年12月の定例議会において、国保

税の均等割を含めた国保税条例の改正をお認めいただき、子どもに係る国保税均等割額が令和4年4月から開始しました。

条例改正を受け、応益分の均等割・平等割軽減では、低所得者世帯の子ども1人当たり軽減を世帯の所得に応じて7割、5割、2割軽減にされており、かつ未就学児を持つ世帯では、軽減を受ける割合が子ども1人当たり軽減を世帯の所得に応じて8.5割、7.5割、6割軽減をすることとなり、低所得者世帯以外の未就学児を持つ世帯では、子ども1人当たり5割軽減をそれぞれ公費で負担します。

これらの制度改正を受け、未就学児を持つ世帯の国保税均等割が軽減されますので、まずは、この制度運営にのっとり、他町村の状況を見ながら必要と判断したときは、町村会などを通じて国に要望したいと思います。

2点目の「自治体独自で軽減策を行うところも出てきているので、町として減免又は軽減策の実施を検討してはどうか」についてですが、1点目でも回答させていただきました国の制度が今年4月から開始されましたので、状況を見ながら、必要と判断したときは、町独自の減免又は軽減策を検討したいと思いますが、今の段階では必要と考えてはおりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

これは、昨年12月議会で私も賛成したのですが、今までと違った大きな第一歩だと考えておりまして、この改正に賛成したところでございます。

社会保険にはないことで、子育て支援は子どもだけに国保税の場合負担するというところで、所得制限もありますけれども、国保税全体が普通の所得の人に多額な保険税がかかってくるということから考えて、少なくとも子どもについては、減免していったほうがいいと考えています。

そして、こういう制度について地方6団体も子どもの均等割について廃止するべきだという意見を上げておりますので、引き続き町長は町村会を通じて求めていってほしいと考えています。

それと、こういうことについて、特に国からやってくるという前に、地方自治体が先行してこういう制度を実施するとした場合に広がって国がやるということになってきておりますので、いろいろな形はあると思うのです。6歳までとか、就学前とか、18歳までとか、いろいろ自治体で行っていますけれども、少なくとも何らかの形で減免策、あるいは軽減策を早い段階で行っていったほうが国として動いていく可能性は高いと私は考えていますが、町長いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

1点目、2点目とも、私、答弁で申し上げたとおりでありますので、内容について繰り返すことはございませんが、やはり今回、子育て支援という面から考えても、法改正、条例改正を含めてこの4月から制度が見直しされておりますので、まずはその推移を見ていきたいと思っておりますし、その中でさらに軽減等が必要だということになれば、またそれは町村会を通じて国に要望するなり、私どものほうでも必要があれば内容を見直すことも検討したいと思っておりますが、今は推移を見ながら進めていければと思っております、今の段階で軽減等含めて見直す予定はございません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今の段階というのは、世の中動いていきますので、そういう方向に向かっているということで、引き続き検討して、減免また軽減の方向にやっていただきたいと思っております、そのことを要望して質問を終わりたいと思っております。

○議 長

次に、9番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました、子宮頸がん予防ワクチンの接種について質問させていただきます。

厚生労働省は、4月から小学6年生から高校1年生までの女子生徒を対象にしてHPV（ヒトパピローマウイルス）感染防止のためにワクチン接種を広く呼びかけるという報道があったところであります。

子宮頸がん予防ワクチンは、2013年4月に定期接種として接種を始めましたが、注射後の身体の痛みや体調不良などの訴えが相次いだことから、6月以降、積極的な呼びかけをやめた経緯があります。

それから8年が経過する中で、海外でワクチンにはがんを防ぐ効果があるというデータが増えたことから、厚生労働省は昨年11月に積極的に呼びかけを再開することを決めたと言われているので、大樹町としての考え方をお聞きしたいと思います。

1点目は、現時点において、国からワクチン接種の指示や予算措置の通知はあるのか。

2点目は、町としての具体的な取組の議論はされているか。

3点目は、2013年4月以降のワクチン接種の実績と経過記録は保存されているかについてであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

菅議員ご質問の「子宮頸がん予防のワクチンの接種について」、お答えをいたします。

1点目の「現時点で国からワクチン接種の指示や予算措置の通知はあるか」であります
が、2021年11月、国から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えを終
了するとの通知があり、接種を促す取組が可能となりました。また、同年12月に積極
的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、2022年度から2024年度ま
での3年間、従来の対象年齢を超えて接種する「キャッチアップ接種」を施行するとの通
知がありました。予算措置については、他の定期接種と同様に接種費用の約9割が地方交
付税措置されます。

2点目の「町としての具体的な取組に対する議論はされているか」であります
が、町では予防接種法に基づき、積極的勧奨の差し控えの期間も希望者が接種できる体制を整えて
おり、継続して医療機関との調整を行っております。また、今年度は定期接種の対象であ
る中学1年生から高校1年生とキャッチアップ接種の対象者である1997年度生まれか
ら2005年度生まれの方に、公費で接種できるワクチンの一つであることを知っていた
だくとともに、接種について検討・判断できるよう有効性・安全性に関する情報や接種を
希望した際に必要な情報を個別に提供しております。

3点目の2013年4月以降のワクチン接種の実績と経過記録は保存されているか」で
ありますが、2013年度は10名が接種され、2014年度から2020年度までの接
種実績はございません。2021年度は、定期接種の期限が近づいている中学3年生と
高校1年生の34名に周知をしたところ、2名が接種されました。経過記録については、
これまで副反応の報告がないためございませんが、相談等があった際は記録することとし
ております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

質問事項の3点について答弁をいただきましたので、HPV（ヒトパピローマウイルス）
が子宮頸がんの原因として大きな問題であり、報道によりますと、国内で年間1万人以上
が感染し、約2,900人が尊い命を奪われている実態があると言われております。

町民にワクチン接種の必要性の理解を得ながら、感染防止の取組を積極的に取り組むべ
きであると考えてるので、再度考え方をお聞きします。

1点目の国からのワクチン接種の指示と予算措置についてであります
が、答弁の中で、11月に予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えを終了するとの通知があ
ったということでもあります。通知に対する町の受け止めとしては、国が積極的に呼びかけを再開する
ので、自治体もワクチン接種に向けて積極的に取り組んでほしいとか、取り組むべきだとい
う趣旨であり、国と地方が一体となって感染予防に取り組むという指示であると。そして、
そのために必要な財政措置はすると町も認識しているということで理解してよろしいで
すか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

ただいまの質問についてですが、昨年11月に積極的な勧奨を再開してよろしいということになりましたので、町としても、ほかの定期接種の方と同様に、個別にお知らせをして、受けやすいような体制を整えていますということをお知らせしております。ですので、大樹町も国と同じような方針で積極的に接種をしていただきたいということで進めているところです。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

国と同じように積極的に町としても取り組むということで理解をしたいと思います。

予算措置なのですが、約9割が地方交付税措置ということではありますが、残りは本人負担ということで、その分を町が負担しているという理解をしているのですが、今回、積極的な呼びかけを中断している間に、接種機会を逃がした人を救済するキャッチアップ接種まで国は踏み込んだのでありますから、私は国が全額負担するのが妥当ではないかと思いますが、10割負担ができない、約9割だけの負担にとどめているところに特別な理由があるのか、ないのか、伺います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

予防接種法に基づく定期接種ということで、どの予防接種につきましても、国からの予算措置というのは交付税で9割措置しますということに決まっておりますので、これだけ国が10割負担するというものではございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

現実として、ほかの予防接種と同様に交付税の中にどんぶり勘定で含まれていると、10割ではできないと。これは趣旨として、先ほど言いましたように、一旦中断して、また新たに再開するということですから、本来的には国も責任を感じて10割補填が妥当ではないかと思いますが、そこは置いておきたいと思います。

それから、今回、新たに2022年から24年までの3年間に、8年から9年の空白期間があつて接種機会を逃がした方を救済するという事でキャッチアップ接種制度を実施することの通知が12月にあつたと。

キャッチアップ接種の実施にあたっては、対象者の年齢が現時点でいうと16歳から24歳ぐらいまでになると思われまふ。そのときに、例えば普通接種の、先ほど言いました小学校6年生から高校1年生という分のところと、答弁にあつた中学1年生から高校1年

生の場合と1年間のずれがあるのですが、そこを置いておいて、キャッチアップ接種の対象者が実際は現在の大樹町の町民という中の16歳から24歳までが対象になるのか、それからもう一つ、当時大樹町民だった人で機会を逃がした人が対象になるのか、そのところがはっきりしているのかどうか聞きたいと思います。

例えば、当時大樹町の中学生や高校生であって、現在、大樹町にいないという人が、その人も含めて大樹町で対応するという事になれば、全国津々浦々とはいいませんが、どこか他町村に現時点で学生だったりしていない人もいますということはあるので、少し対応が変わるのかなど。その辺は全国统一で、現時点にその町その町に住所を有する人を全部抱え込みなさいということであれば、大樹町に現在いる16歳から24歳ぐらいまでの人に対応すればいいので、その辺の見解は示されているのですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

キャッチアップ接種の方についての状況につきましては、現在、大樹に住所のある方について大樹町が実施するという事になっております。

また、町外で定期接種以外の時期に受けられた方、高校1年生を過ぎてから自主的に自費で受けた方につきましては、町外で受けた方につきましても、大樹町に今住んでいる方であれば、大樹町が自費で払った分の料金を償還払いすると決まっておりますので、全国共通で現在の住民に対して実施するという事になっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、2点目の町としての具体的な取組に対する議論がされているかということですが、先ほどの答弁でお聞きしました。国はこの間、8年以上積極的な呼びかけを差し控えていたのですが、大樹町としてはある程度一歩踏み込んで特に無理をしたわけはありませんが、ある程度希望したら接種をしますということで取り組んだ結果があるので、情報提供などを含めて個別な対応をしてきたということは、これは取組として大きな意味があると思うのです。

今回、国が積極的な呼びかけをしてワクチン接種に取り組むにあたりまして、2013年にワクチンの定期接種を解消したのですが、後に体の痛みなど訴える人が相次いで、中断したという空白期間があったことによって、今回、例えば自治体の担当者や接種対象者及び接種対象者の家族の方々に何かの理由があって中断したわけですから、再開するにあたって丁寧な説明をして、そして趣旨を納得してもらって、安心して予防接種を受けてもらうために、事前の取組がやはり大事ではないかと思います。

厚生労働省から取組にあたって通知があったことは分かりますが、具体的な取組に向けて、マニュアル的なものが町に来ているのか、パンフレットのものがきちんと作られて

いるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

接種の再開に向けての丁寧な説明というところで、国で、定期接種の方、キャッチアップ対象者、ご本人、保護者に向けてのパンフレットが作成されておりまして、それを保護者、ご本人にきちんと読んでいただくということで送付させていただいております。

また、道としても接種後の心配がございますので、相談窓口を設置しておりまして、そちらで接種に関する心配ですとか、また副反応に対してのご相談も、町だけではなく、都道府県ごとに相談窓口を設置して、ワクチンを接種することの不安を解消させていくという形になっております。

また、広報紙を用いて、今月、接種対象者への周知をするところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、町の大体の対応をお聞きしたのですが、例えば、先ほど僕が言ったように、空白があつて再度取り組むときに、特に保護者の方々、両親は、前回一定のアクションがあつて中断をしたわけですから、今回再開するにあたって、こういうことで問題ありませんか、こういうこと大丈夫ですかというものが実際には出てくる可能性が高いと思われるのです。そのときに丁寧な説明をして、理解をしてもらってやっていくというのは分かるのですよ。

ただ、自治体の担当者もいろいろなことを理解していて、説明できるような対応にならないとできないと思うので、その辺は、国からしっかりできるようなものを、やるから、おまえら考えてやれではなくて、国として、このことを活用してやってくださいというデータとか資料とかマニュアル的なものがきちんとありますという理解でよろしいですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

国からの資料提供については、今年3月に厚生労働省の予防接種室のほうからウェブ会議という形で自治体向けの説明会がございまして、そのときに資料などを提供させていただいております。また、随時国のほうから資料提供をいただいておりますので、必要なものについては担当者がそれを読み込みまして、必要な情報提供は町民にしていくという形を取っていこうと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、今、町が対象者や家庭に配付している情報提供していく資料、チラシなどは、国が作ったものではなくて、町の担当者が学んだものによってペーパーを作って、町民に情報提供していると。町独自で作成したものだという理解でよろしいですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

ただいまの質問ですが、国から来ている資料を主にそのまま活用させていただいておりました、それにプラスして、町としての情報を追加しているものになっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

了解しました。

2022年度のワクチン接種対象者の人数の概数なのですが、キャッチアップ接種と定期接種に分けると、何名ぐらいになりますか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

今年度のキャッチアップの対象者につきましては、こちらで把握していて、既に接種が済んでいる方を除きまして、平成9年度生まれから平成17年度生まれの方が158名です。定期接種の方につきましては、対象は小学6年生からとなっておりますが、国で定めているガイドラインでは中学1年生が標準的な接種年齢と決めておりますので、大樹町では、中学1年生から高校1年生ということにして6月1日にもう既に個別通知をしておりますが、その対象人数は92名となっております。中学1年生から高校1年生の女子ということです。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

それで、年齢制限があるので、端的に聞きますが、今回キャッチアップ接種は3年間ですから、3年間の中での対応なのですが、定期接種については、中学1年生から高校1年生までということで対応するということになれば、現在中学1年生の人は、4年間の間で3回の接種を受ければよいということは分かるのですが、現在高校1年生の人は、来年高校2年生になるのです。そうすると、今年エスケープしてしまうと来年は対象除外になるのですが、それは除外になってもやむなしということですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

ただいまの質問ですが、現在高校1年生の方につきましては、キャッチアップが終わる令和7年度まで対象となるとなっておりますので、定期接種の対象年齢が過ぎても無料で接種が受けられるという形になっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それから、接種料の関係なのですが、今言われました高校1年生については、キャッチアップの3年間の中にはまるから3年間は大丈夫だということなのですが、キャッチアップの期間を過ぎた場合には、今度は全額自費ということになりますという理解でいいですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

期間が過ぎた方につきましては、予防接種法の定期接種の対象ではなくなりますので、あくまでも個人が受けたいということで任意接種という形になりますので、全額自己負担という形になります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

それは、例えばお配りした資料の中に、こういう場合には自己負担になりますとか、家庭に配付したパンフレットとかチラシの情報の中には含まれているという理解でよろしいですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

今回、定期接種で個別通知した方につきましては、定期の年齢を過ぎると自己負担になりますという文言は入れておりませんが、接種につきましては、期間が1年間ではございませんので、無料ですというご案内をしております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

了解しました。

3点目のワクチン接種の実績とデータ記録の保存についてなのですが、先ほど答弁の中で、定期接種の実績は2013年度10名と、2021年度2名の計12名が受けている

ということであり、経過記録につきましては、特段の副反応の報告がなかったために記載はされていませんけれども、今後、報告があった場合には経過記録をしていくということで対応するとお聞きしました。

今年から、接種を継続的に実施していくのですが、22年度、23年度、24年度は定期接種とキャッチアップ接種は重複するのですが、今時点でこれを取り組んでいくにあたって、原課では、先ほど対象人数を聞いたのですが、大体どの程度を目標に取り組むというような数字は持っているのか、目標数字はないということなのか、そこだけ教えてください。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

今年度の接種する方の目標数値ということですが、現在、再開したばかりということでございますので、どのぐらいの方が希望されるというのは読めないところでございますので、また接種の対象年齢も幅広くなっておりますので、数値としては今実際にはないのですが、必要に応じて、接種希望者が多ければ、また予算措置が必要になればしていくという形になりますが、現時点ではあまり急増するようなことにはならないのではないかと予測しております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今これからの取組の方向性、在り方について、全体的には理解させていただきました。

私は、子宮頸がんの感染予防ワクチン接種の取組を進めるにあたって、今回、課題が大きく二つあるのかなと考えていました。一つは、ウイルスの感染が子宮頸がん発症の原因だと言われていますが、子宮頸がんの発症率については高くないと思うのですけれども、発症した場合の死亡率がすごく高いのではないかと思います。

原課のほうで、先ほど僕が1年間に1万1,000人ぐらいの感染で2,900人ぐらいの尊い命が奪われていると申し上げたこのデータというのは該当するのか、別なデータがあるのか、そこだけ教えてください。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

大樹町における子宮頸がん死亡される方の人数につきましては、多くないという認識をしております。毎年、がん検診を実施しておりますが、がん検診の中でがんが発見されるという方も毎年ゼロ人という状況が続いております。ですので、早期発見すれば全死死亡率が高いがんではございませんので、最近、子宮頸がんが増えているという印象は持っておりません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、大樹で子宮頸がんが発生して亡くなったということは承知していませんが、ただ、マスコミ報道等によりますと、発症率は低いのですけれども、発症した場合の亡くなる方が多く、それが25%ぐらいだという数字で驚いているのですが、もしそうだとすれば、接種の呼びかけをするときに、納得してもらって安心して受けてもらうときに、このことは早めに接種を受けないと、もし万が一発症した場合に命の危険がありますよということをぜひ付け加えて、理解してもらって、そして、以前体調不良とかがあったけれども、今は公布されていますし、ウイルスに有効なワクチンですというPRをきちんとし、町民の尊い命を守るという方向できちんと取り組んでいただきたいと思います。

そして、1人でも多くの方が接種を受けて、町から子宮頸がんが発症しないような対応を取っていくことが大事ではないかと思っておりますので、ぜひこれは町民の安心安全な生活に向けて、町として積極的に取り組むという決意を町長に伺いたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

子宮頸がん予防ワクチンの接種の関係では、先ほど来、議論いただいているところでもあります。経過については、担当の参事から説明をしたとおりであります。

やはり一番お悩みなのは、迷っていらっしゃるの、対象となる児童生徒でもありますし、なおかつ保護者の方々だと思っております。がんを予防するワクチンの効果についてもしっかりと伝えていくということがまず必要でもありますし、がんの怖さもしっかりと周知していくということが大切かと思っております。

今回、国のほうで、積極的な勧奨の差し控えをしておりますが、それを終了するということでもありますので、国からの情報、またらいふでの知り得た情報を丁寧に該当する皆さまにお伝えし、1人でも多くの方にワクチン接種を受けてもらえるような取組については、意を注いでいきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございます。

今後の取組について、いろいろ方向性をお聞かせいただきました。

ぜひ、最後に町長が言われましたように、接種の大切さやがんの怖さを町民に理解してもらって、これからの取組の中で1人でも多くの方が接種を受けて安心して暮らせるような状況をつくっていただきたいと思いますし、ぜひその取組が功を奏するような形を期待して、私の質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

◎延会の議決

○議 長

お諮りします。

本日は、これで延会とし、明日10日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会とすることに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これで延会します。

延会 午後 1時43分

令和4年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月10日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問について
- 第 3 発委第 1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実
・強化を求める意見書の提出について
- 第 4 議員派遣について
- 第 5 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 牧 田 讓

<教育委員会>

教 育 長 沼 田 拓 己
学校教育課長 井 上 博 樹
学校給食センター所長 梅 津 雄 二
社会教育課長兼図書館長 松 久 琢 磨

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長 穀 内 和 夫
農業委員会事務局長 瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代 表 監 査 委 員 澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 佐 藤 弘 康
係 長 小 松 真奈美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 1番 寺 嶋 誠 一 君
- 2番 辻 本 正 雄 君
- 3番 吉 岡 信 弘 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

先に通告いたしました「第6期大樹町総合計画の策定について」、お聞きしたいと思います。

第5期大樹町総合計画は、大樹町のまちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられている計画であります。平成26年度から平成35年度（令和5年度）までの10年間の各種施策が盛り込まれています。プロジェクトチーム会議は、第5期総合計画の執行に関し、総合的な調整を要する分野、主にハード事業については、平成27年10月から職員により編成し、関係課等との調整を図りながら後期実施計画を含め、これまで議員協議会に報告されてきました。

令和6年度から10年間の第6期大樹町総合計画策定にあたって、町の考え、町長の考えを5点ほど伺いいたします。

1点目ですけれども、第6期大樹町総合計画の各種施策実施に向けての今後のスケジュールと策定委員の任期、そして委員の選定方法についてお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、住民の皆さまの声を聞き、住民と行政との協働のまちづくりを進めている広聴制度「町長と語る会・行政区懇談会」、行政区・団体等からの希望を受け、町長が出向くのが今のスタイルの懇談の仕方です。これまでの取組ですが、実績（成果）と、酒森町長の最終年度の年でもありますので、次期（第6期）総合計画から過去に実施してきた町の事業として行政区等を対象に住民懇談会を企画していく考えはないのかお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、12月定例会の一般質問で、町長の公約と令和4年度主要政策についての財政運営の中で「基本目標の達成・事業化についてどう仕上げるのか」に対しまして、「概ね計画どおり進めたと思っている。人口減少対策を含め、3年間進んで来た」といった町長の答弁をいただきました。酒森町政第5期の総合計画の自己評価だと思っております。第5期の総合計画に基づいてきた各事業の外部評価にあたる住民の評価から見て自己評価と外部評価のずれはないのか。また検証が必要だと思うのですけれども、その辺の必要性をお聞きします。

4点目ですけれども、これも12月定例会の一般質問から、「財政運営が適正に進み、地域住民も理解していくことが大切だと考えるが」に対し、町長から「期限を定めて、住民の皆さまに見えるように、ある意味見える化だと思う」といった答弁をいただきました。総合計画も地域住民への見える化が必要と考えます。第5期も含め、次期（第6期）総合計画に向けて、どのように具体的な取組をしていくのかお聞きしたいと思います。

最後に、5点目ですけれども、第5期総合計画「活力とやすらぎあふれるまちづくり」の理念ですが、酒森町長の第6期の総合計画への理念と考え方と取組について、まず、この5点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の「第6期大樹町総合計画策定について」、お答えをいたします。

1点目の「今後のスケジュールと策定委員会の任期・委員の選任方法について」であります。令和6年度からスタートする第6期大樹町総合計画の策定にあたりましては、本年10月頃に策定審議会を開催し、その後、現行計画の検証や町民アンケート、ワークショップ等を実施することとしており、令和5年12月には議会の議決をいただけるよう策定作業を進めていきたいと考えております。

策定委員については、大樹町総合計画策定審議会条例の規定に基づき、任期は、諮問した日から答申が終了したときまで、選任方法は、関係団体・組織を代表する方、識見を有する方、地域を代表する方、一般公募の方をご委嘱させていただくこととなります。

2点目の「町長と語る会・行政区懇談会の実績と、第6期総合計画から町の事業として行政区等を対象に住民懇談会等を企画していく考えについて」であります。町では、住民の声を聞き、まちづくりに対するご提案やご意見を町政に反映させるため、町長と語る

会を実施しており、過去5年間の開催実績は、平成29年度5件、平成30年度4件、令和元年度4件、令和2年度2件（うち書面1件）、令和3年度3件（うち書面2件）となっております。

協働まちづくりを進めるうえで、住民の皆さまと意見交換をさせていただく機会はとても重要だと認識しておりますので、町長と語る会や行政区懇談会などの実施方法については、今後検討していきたいと考えております。

3点目の「自己評価と外部評価のずれはないのか、検証が必要ではないかについて」ですが、第5期総合計画の基本計画に掲げる施策については、現時点で実施に至っていない事業もありますが、概ね計画どおりに進められたと思っております。評価については、職員による内部評価の実施と外部評価として町民アンケートの活用を考えているところであります。

4点目の「総合計画の地域住民への見える化について」ですが、まちづくりにおいて、目指す姿と進むべき道筋を示し、町民の皆さまと共有していくことが「見える化」であると考えております。第6期総合計画策定にあたっては、各施策に目標値となる成果指標を設定することで進捗度や達成度の「見える化」につながるものと思っております。

5点目の「第6期総合計画への理念と考え方と取組について」ですが、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症をはじめ、毎年全国で頻発する自然災害など、予測困難な危険は今後もいつ訪れるか分からず、こうした危機に直面しても、まちづくりの歩みが止まることがないように、強靱な地域をつくり、社会の変化への対応力を高めていくことが必要だと考えております。

「町民1人1人が未来に夢を持ち、今よりももっと住み続けたいと思えるまちづくり」、その思いを胸に、第6期総合計画策定に取り組んでまいります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ありがとうございます。

今の答弁から、第5期、第6期に向けての施策の方法については、ほぼ理解いたしました。

それで、これから具体的に4点ほどお伺いしたいと思います。

住民懇談会の在り方、そして見える化の示し方、策定委員の在り方、最後の次期総合計画の基本的な策定、施策の取組の4点について順番にお聞きしていきます。

まず1点目にお聞きしました、第6期大樹町総合計画策定にあたり、本年10月頃に策定審議会を開催し、その後、現行の第5期計画の検証や町民アンケート、ワークショップ、これは町民参加型というやり方だと思うのですけれども、それを実施する内容の答弁でしたが、現行の計画の検証ですが、具体的にどのようなスタイルで検証していくのかお聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現行の第5期総合計画は、来年度が最終年度であります。本年度11月末を目処に所管課、原課による中間点検評価を予定しております。現行計画の実績、見込み等評価を行うことによりまして次期総合計画で取り組むべき施策の方向性を明らかにし、実施計画に基づく事業費ベースでの執行率で示される客観的評価と担当課の主観的評価を求めることで評価の妥当性と総合性を図っていきたいと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明から、ほとんどが内部評価につながっているのかと思うのですが、それで、町民アンケート、参加者が主体となる体験型の講座のワークショップなのですが、これを現計画の検証の中で、具体的にどのような形の対象にしていくのか。例えば町民全体を対象にしていくのか、それとも年齢別でいくのか、又は職業別でいくのか、いろいろな形があるのですが、こういった形で町民アンケートやワークショップを実施していくのかについてお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町民アンケート、ワークショップの実施方法であります。詳細についてはこれから決めていくということになりますけれども、現時点で考えているところでは、町民アンケートにつきましては、高校生にアンケートを実施するという部分と一般町民の中から無作為に1,500人程度にアンケート用紙を郵送いたしまして回答していただくということを考えているところでございます。ワークショップにつきましては、町民参画の一環として、町の将来像を町民とともに考える機会を持ちたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

アンケートについては、高校生や町民1,500人を対象にする予定なのですが、ワークショップに関しては、きちんとした説明がいただけなかったと思うのですが、

それで、これから進めていくのですが、町民アンケート、ワークショップについては後でまたお聞きしますが、策定委員についてお聞きします。

任期は、意見を求める諮問をした日から答申が終了したときまでの答弁でしたが、そ

れが時期的にいつ頃になるのか。また、選任方法はいろいろあるのですけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、関係機関・組織、識見者、地域、一般公募の方に委嘱するのですけれども、それぞれ何人程度を委嘱されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

策定委員の関係でございますけれども、任期につきましては、第1回目の策定審議会の開催を本年10月頃予定しております、そこから答申をいただく令和5年の、大体11月頃かと考えているところでございます。

委員の人数につきましては、条例に基づきまして40人以内という形になっているところでございます。また構成としましては、産業経済団体の代表者や保健福祉、教育関係の組織の代表者、行政区長など地域を代表する方、一般公募による方などを選任させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

次に、2点目の町長と語る会与行政区懇談会ですが、「協働のまちづくりを進めるうえで住民の皆さまと意見交換させていただく機会はとても重要だと認識しておりますので、町長と語る会や行政区懇談会などの実施方法については、今後検討していきたいと考えております」という町長の答弁をいただきました。

答弁で、重要だとの認識でしたら、具体的に実施方法と時期はいつになるのか。先ほどの説明の中では本年10月頃に策定審議会を開催するのですけれども、それに向けて、審議会の前にやるのか、審議会を受けてから後半でやるのか、その辺の考え方についてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

総合計画を策定するにあたりましては、住民の皆さまと意見交換をさせていただく機会はとても重要なことと思っております。10月から策定審議会を開催することにしておりますので、まずはそこがスタートラインと考えておりました、その後、ワークショップですとか、各種団体との意見交換の場、そして場合によっては、町長と語る会のような住民との意見交換の場をその後検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

第6期に向けては分かるのですけれども、第5期の課題、成果、要望等もあるのですけれども、それはやはり審議会の前に実施するべきではないかと思うのですけれども、そういう考えにはならないのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、審議会におきましては、委員の皆さま方をご委嘱させていただきまして、第6期総合計画策定に係る基本的な方針等を示させていただいて、今後のスケジュール等その内容を審議会において説明した後、策定作業等にかかっているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

理解にあれなのですけれども。

それで、広聴制度の町長と語る会、行政区懇談会は、行政区・団体から要望を受け、町長が出向き懇談するというのが今のスタイルなのですよね。これは、あくまでも行政区や団体が町長と懇談会をやりたいということ自分達で申請して、自分達で企画をして、町側に懇談会をお願いして、それで町長が出向くというスタイルなのですけれども、第5期の総合計画の反省とか課題とか、次期第6期総合計画の策定に向けて、また酒森町政も2期目の最終年度を考えますと、町から積極的に住民懇談会の企画、計画を立てて、期間を設けて、過去に住民懇談会をやった経緯もあるのですけれども、そういうことを実施することが3点目にお聞きしました一つの直接的な町民との外部評価につながり、それが望ましいスタイルであり、評価できると思うのです。

それを今年一年かけて、町から住民懇談会を計画していくのが一番住民の声が聞こえるのではないかと思うのですけれども、それについて町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもの広聴制度として、町長と語る会、又は行政区懇談会等を開催し、町民の要望やご意見を賜る場を設けているところでもありますが、今、議員ご発言のとおり、町長と語る会については、行政区又は団体等からご要望があれば、ご要望いただくテーマもございまして、町政全般にわたって意見交換をさせていただく場だと思っております。

一方、行政区懇談会については、私どものほうで行政区、又は町民の皆さまに、こういう今、町が取組を進めています課題がありますけれどもということを投げかけたうえで

意見を賜る、意見交換をさせていただくという場で、それぞれ役割があるかと思っ
ているところではあります。

これから、第6期の総合計画の策定作業に入ることですので、この10年間、まちづく
りの根幹をなしてまいりました第5期総合計画の評価という部分は私も必要ではないかと
思っておりますが、どういう形で評価をしていただくかというところのやり方については、
いろいろやり方があるかと思っ

ているところでもあります。第6期の策定委員会を設置し、策定委員会の中で第6期総合計画が段々と形になってい
くかと思っておりますが、形づいた中であらあら見えてきた段階で、私、今の思いですが、
行政区懇談会等を開催していきたいという思いではあります。

ただ、第5期総合計画の評価をするために行政区懇談会を開催できるかどうかというの
は悩みどころでもありまして、今思っているのですが、アンケート調査の中に第5期の総
合計画の評価の部分も加えるというのも方法かと。その意見をいただいたうえで、策定委
員会で次期の第6期総合計画のプランニングをしていただき、ワークショップ等も開催し
ていただいた中で、完成にコンクリートになってからでは意味がないので、あらあら形づ
いてきたときに町民懇談会等を開催して、広く町民の皆さまからも改めてこれから10年
の町のプランを見ていただくという場もあってもいいかという思いで、今はあります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ありがとうございます。

アンケート等にも含めていくのですけれども、先ほどの担当課長の説明からもアンケー
トは全員ではなくて無作為に1,500名程度と言ったので、人口は5,400人ぐらいい
るので該当しない人もいると思うのです。そうしますと、第5期か第6期に移行しますし、
第6期に入りますと開町100年を迎える年も来ますので、そういうことを考えると第5
期の反省というのは必要だと思うのです。

やはり住民から意見を聞く。例えば食生活でいったら、住民から意見をもらうというの
は食材なのです。地元ですから地産地消ですよ。地産地消というのは、少数意見ですけ
れども価値は高いのです。それを町側が行政区から受けて、どうやって献立を立てようか。
酒森町長のオリジナルのメニューをつくって、それを町民の家庭の食卓に戻すといった意
見のキャッチボールが必要だと思うのです。そうすることによって、町長が提案したメ
ニューを食卓に戻して、町民の家庭の中で、これはおいしい、これはいいものだ

と家庭の中に笑いが出たり楽しかったり家庭で盛り上がると、総合計画の一つであります活力あふ
れたまちづくりにつながると思うのですけれども。ぜひこういうことは、来年は策定が入るので、今年は何とかして行政区を対象に人数は
少ないですけれども、そういった意見を吸い上げるということも本当に大事なことでない
かと思うのですけれども、それについて再度お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

いずれにしても、来年からもう第6期の総合計画を策定作業に入ってまいりますので、その前段の段階で第5期総合計画の計画自体の評価というのは必要かと思っており、どうやって町民の皆さまとともに評価を形づくれるか、やり方はいろいろあると思いますので、議員のご発言の内容も当然やり方としてはあると思いますし、先ほど私が申し上げたアンケートで拾い上げたいということもやり方としてはあると思いますので、評価をどのようにやっていくかということについては、今の議員のご発言の意見も参考にさせていただきながら、どんな形でやれるかというのは、これから検討していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、町民にどうやって見えていくようにするかということで、4点目の見える化についてお聞きしますけれども、「第6期総合計画策定にあたっては、各施策に目標値となる成果指標を設定することで進捗度や達成度の見える化を図ってまいります」といった内容の答弁を先ほど町長からいただきました。

1点目の答弁から、現行計画の検証や町民アンケート、ワークショップを実施することにより、結果も町民に現行計画の反省、課題、要望等を地域住民又は町民に伝えることも見える化につながる思うのです。聞き取りだけでは駄目だと思うのです。こういう結果になったということをフィードバックしなければ駄目だと思うのですけれども、それをやることによって、行政と地域住民との距離感が縮まって、親しい話合いと懇談による見える化によって第6期の総合計画に向けて協働参加の一つにつながると思うのですよ。

最後の答弁からも、第6期総合計画策定に向けて、町民1人1人が未来に夢を持ち今よりもずっと住み続けたいと思えるまちづくりの酒森町長の胸の思いにつながると私は考えているのですけれども、現行の見える化をどう町民に具体的に示していくのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私がかねがね、私どもの仕事の見える化という部分は本当に必要だと思いますし、それが町民の皆さまとまちづくりを共有していく大きな役割を持っていると思っております。

第6期総合計画は、町の最上位にある根幹をなす計画でもあり、策定委員の皆さまにも策定にお力をいただくということで、策定委員の任期、又は規模感についても先ほど、今のところの予定ですけれども、説明をさせていただきました。40人程度の大きな策定委

員会になるかと思っており、策定に意を注いで活動していただきたいと思っております。

ただ、第6期が策定委員に策定いただいたものを議会にお認めいただいて、令和6年度からスタートしたとして、やはりそれを評価していく場が必要かとも思っておりまして、策定委員全体を、例えば評価委員にお願いするという手法ももちろんあるのですが、ただ、40人規模の委員会となると、開催していくことも非常に厳しいというところもあって、どういう形がいいか分からないですし、まだ役場の中でも具体的にもんでいる話ではないのですが、策定委員会の中からある程度の人数を絞った中で評価委員会みたいなものをつくっていくという方法もあるかと思っております、その中で1年に1回か2回、年度替わりぐらいのことになってしまうかもしれませんが、評価をしていく委員会の中でいろいろご議論いただいたものを、広報紙等を通じて住民の皆さまにフィードバックしていくということもある意味、見える化の一つにはなっていくのではないかと今思っており、今後、第6期総合計画が走り始めた以降、町民の皆さまとともに見える化をどういう形でやっていくかというところは、その段階で検討すべき事項だと、私は思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、策定委員の今後の在り方についてはまた後で、その前に別件でお聞きします。

冒頭の答弁から、「新型コロナウイルス感染症、自然災害などの予測困難な危機に直面してもまちづくりの歩みが止まることがないよう強靱な地域づくり、社会変化への対応力を高めていくことが必要と考えております」と。私もそう思います。

そこで、第5期の総合計画の実施状況から財政シミュレーションを見ても大変厳しい状況にあります。また、人口減少、少子高齢化の進展などを踏まえると、これまでの策定審議会を開催し、諮問から答申までが策定委員会の主な仕事です。中間の審査というか、前期、後期に入るのですが、これについては内部でプロジェクトチームの会議を開催し、議会に報告、これが大体これまでの総合計画の一連の流れだったのですよね。

今後は、先ほど言いましたように、地域の方も本当に必要だと思います。よく言葉にする、自助、共助、公助といった地域参加型にして情報収集、住民懇談会、ワークショップ、又は専門的なセミナー等を活用し、策定に関わることで、もっと住み続けたいと思えるまちづくりに私はつながると考えるのですが、策定にあたって、今後、ひと工夫が必要だと考えるのですが、その辺の町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

第6期の総合計画を策定するにあたって、まずは、設置させていただきます策定委員会の委員にそれを担っていただくということが必要かと思っております。一方、委員会に反映すべ

く町民の皆さまのご意向も含めて、どうやって拾い上げていくか、その声を反映していくかという手法についてはいろいろあるかと思っており、まず一番大きなのはアンケート調査なのかと思います。

今後、策定を進めるうえで、どういう手法があるか、そのひと工夫にどういう形があるかというのは、申し訳ありません、今は頭の中にはないのですけれども、今後、策定委員会の設置に向けてどういう形で町民の皆さまの意向をくみ、それを策定委員会の委員の皆さまに反映できるかというところについては、もう一度、二度、三度、知恵を出していきたいなと思っております。明解な、そのひと工夫の知恵を現在持っておりませんので、ぜひいい知恵があれば拝借したいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

私も今、持ち合わせていませんので、これから考えたいと思います。

それで、先ほど町長の答弁の中で、策定委員を今後は一部評議員として考えたいということがあったのですけれども、一つの方法として、策定委員の在り方ですが、総合計画策定審議会の条例の規定から、諮問した日から答申が終了したときまでが委嘱の任期となっております。これを一部改正となると思うのですけれども、総合計画は10年ですから、策定委員の更新を踏まえながら、40名を10年間委嘱するというのは大変厳しいのですけれども、それをどういう形でやるかはこれからなのですけれども、その期間の1年1年の計画の進捗状況、ローリング、計画の見直しを含めて、大樹町の下部にあります大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を開いて、年2、3回会議を開いて検証しているのです。あくまでも総合計画というのは一番上位ですから、私は、総合計画も策定委員40人全員でやるのはつらいので、その辺はどうやって線引きするか分かりませんが、議会に報告するのでもいいのですけれども、1年1年検証をする、評価する、数字を出す、進捗度を出すといった政策が今後は望ましいのではないかと思うのですよ。

これをやるとしたら、条例の規定の改正が必要となるのですけれども、まだ今からだと間に合うので、そういうことが私は絶対これから必要ではないかと考えるのですけれども、その辺の町長の考えを聞きたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員からそういう再質問があるというのが分かっていなかったもので、先ほど答弁してしまいましたけれども、思いは全く同じでもありますし、策定委員の中でも自分達が関わってつくった総合計画がどういう形で推移していくのか、又はちゃんと町が策定委員の思いを酌んで事業を展開しているのかどうかというところは、気になるところでもあるかと思っておりますので、ぜひ実際に第6期総合計画が走り始めた段階では、段階的に評価をいただけ

る、意見をお聞かせいただける場はつくっていきたいと思います。その中心的な役割は、ぜひ策定委員の中で担っていただきたいと思っています。

ただ、議員ご発言のとおり、今のところ想定で40人規模ですので、毎回毎年40人規模で開催していくということは、無理ではないのですけれどもかなり大変かと思っておりますので、今の僕の思いは、策定委員の中でどういう形で評価をしていく委員を形づくっていくかというのはいろいろあると思います。ご希望される方についてということもあるでしょうし、そこは今どういう形がいいか悩みどころでありますけれども、ぜひ第6期総合計画については、そういう場もつくったうえで、第6期総合計画はご承知のとおりローリングしていきますので、できるできないという事業も出てきますので、そこも含めて町民の皆さまと共有しながら、10年間まちづくりをともに歩んでいければという思いであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長も、実施評価を1年1年いただきたいということが分かりました。

それで、下部の大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の委員は、そんなに多い数ではないのですよね。多分、中にはダブっている人もいると思うのです。その人も戦略推進会議の委員でも十分いけるのかとは思っているので、そのことも町長にお願いして考えていただきたいと思っています。

最後なのですが、第6期の総合計画の基本的な策定、施策の考え方で、第5期総合計画の進捗から、これまで主にハード面で町立病院、新庁舎、これから建設が始まる町民プール、そして今年4月から開園いたしました法人認定こども園の建設に対する支援等のハード面からも、今日の新型コロナウイルス感染症対策から考えましても、国の交付税措置、道の補助金等の面を考えると、本当に財政シミュレーションは厳しい状況下にあると思います。そのことを考えると、これまでの総合計画はどちらかといえば行政主体型の公助の部分のウェイトが大きいと思うのです。自助とか共助とかあるのですけれども、割と少ないというか陰にいる存在だと思えます。

それで、第6期の総合計画は、ハード面、ソフト面を見据えた、地域住民たちも自治体と協働参加できると先ほど言いましたけれども、自助の役割、共助の役割、そして公助の役割を意識した第6期の策定、施策、計画を進めていくことがこれからのまちづくりに重要だと私は考えているのですけれども、それについて町長のお考えを聞きたいと思っています。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

第5期の総合計画の中で、ハード面の整備を進めてきたところです。

今ご指摘のあるとおり、町立病院、そして役場庁舎、町民プール、また認定こども園の建設も進めてきたところです。ハード事業、施設の老朽化、又は新しい時代に則した施設

運営も含めて進めてきたところでもあります、概ね大きな施設については、整備が整ったのではないかと考えております。

ただ、これからも整備が必要な施設はあると考えており、その辺については、次期の第6期の総合計画の中で必要なものについては、そのタイミング、時期も含めて計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

また、議員が今ご発言のとおり、よく言われております自助、共助、公助の意識を持ったまちづくりがこれから必要になってくるというのはもう明らかでもありますので、ぜひそういう思いを多く含んだ総合計画になっていければとも思っておりますし、策定委員の皆さま1人1人がそういう思いを胸に抱いた中で策定業務に関わっていただきたいという思いでありますし、策定委員会の中で私のほうからも委員の皆さまにこれからの10年間に必要なまちづくりに対する思いをお伝えしたいと思っております。

今まで以上に、町民の皆さまとともに歩んでいける、大樹町にとっての一番根幹の重要な計画づくりになりますので、そういう思いを共有しながら策定に関わっていききたいと思っておりますし、そういう思いを委員の皆さまもぜひお持ちいただければと思います。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、今の町長の思いをこれから策定審議会の中でしっかりと伝えていただきたいと思っております。

酒森町長の冒頭の答弁からも、「町民1人1人が未来に夢を持ち、今よりももっと住み続けたいと思えるまちづくり」、その思いを胸に、第6期総合計画の策定に取り組めるよう、そして年次ごとに検証、答申を含めた策定委員の在り方、そして自助、共助、公助を意識した地域住民、行政がお互いにしっかりと足元を見据えていく総合計画になることをお願いいたしまして、これで第6期大樹町総合計画の策定についての一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長

休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、二つ目の質問でございます。

「町独自の統計や資料の整備について」、町長、教育長に質問させていただきます。

国の行政から市町村の行政活動まで、基礎となるものの一つに統計資料があります。指定統計や各種行政計画樹立時のアンケート調査など、手がかりになるものも多くありますが、さらに町独自の資料収集も必要ではないかと考えております。

具体的に3点、お聞きしたいと思います。

一つ目は、町として独自の統計や資料の整備の必要性について質問いたします。

二つ目は、教育委員会として統計や資料の整備の必要性についての考え方をお聞きします。

三つ目は、統計資料など、ホームページでの公開の必要性の考え方についてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の「町独自の統計や資料の整備について」、お答えをいたします。

1点目の「町として独自の統計や資料の整備の必要性について」であります。統計は、国や地方公共団体における各種施策の立案や推進に欠くことのできない基礎資料として利用されております。社会・経済の進展に伴って、その重要性がますます増大しております。町では、国勢調査をはじめ、国の行政機関が実施する統計調査の数値や町が保有する各種データを整理して、「統計数値で見る大樹町」を毎年作成しているところであります。

3点目の「統計資料などホームページでの公開の必要性について」であります。インターネットの普及に伴い、いつでも誰でも簡単に見ることができるホームページは、情報発信の有効な手段となっております。人口や町のあゆみ、統計数値で見る大樹町など、統計資料を含めた町政情報についてはホームページに掲載しており、今後とも情報公開が基本であると考えております。

2点目については、教育長から答弁をいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

町長に引き続き、西田議員ご質問の「町独自の統計や資料の整備について」、お答えをいたします。

2点目の「教育委員会として統計や資料の整備の必要性について」であります。学校教育においては、文部科学省や北海道教育委員会の依頼を受けた調査や各学校で実施されている学校評価アンケートの結果などを収集・分析することで、各学校への指導と支援の充実に努めております。

また、社会教育においては、生涯学習推進計画策定時における生涯学習に対するアンケート調査や各種会議時に意見聴取の場を設けるなど、業務推進のためのデータとして町民の声を収集することに努めております。

図書館では、図書のほか、大樹町史や学校記念誌など、本町に関わる郷土、教育、行政資料も収集し、その保管に努めているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

具体的な質問に入る前に、町のほうに統計資料ですとか重要な基本的な行政計画を各施設に置いていただきたいということで実施されておりますし、その後ちょこちょこ見ておりますけれども、以後置かれておりますので、それぞれ努力していることに関しまして感謝申し上げます。

強欲なものですから、さらに一步ということで、これから質問させていただきます。

町長お答えのとおり、重要だと、誰もが、行政に関わる人、関わらない人含めて、統計や資料の大切さというのは十二分に承知していると思います。

その資料や統計の種類が今回気になっておりますので、町及び教育委員会にご質問をさせていただきます。

町独自というのは、僕の間違いでしたら教えていただきたいのですが、例えばの話です。基本的に住民基本台帳で転入転出ということの手続がされますし、どこから来たとか、どこへ行くとかということはきちんと統計も取れるようになっていると思うのですが、僕は実際ずっと大樹におりますので、転出入の手続などはしたことありませんのでお聞きしたいのですが、今の転出転入の住所関係以外に、例えばどんな理由で転出するとか、どんな理由で大樹に転入してきたというのは、住民票上に記入されていることなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

住民の転入転出に関しての統計の届出が出たときの理由に関しましては、届出の用紙の中には書くことは無いです。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、ご質問したいことは、町独自のということでのお話ですので、強制できないことは重々承知しておりますけれども、例えば許される範囲で具体的に住民基本的な住民異動の理由をお知らせいただくとか、そのほか、行政上必要な資料をお聞かせいただく

とかというのは、実際にできないのでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒森町長

住民の皆さまの異動のときに転入転出の届出を私どもにいただきますので、その転入転出に関する情報は、住民基本台帳に整備し、人口の推移につながっていくかと思いますが、どういう理由で私どものほうに転入されるのか、転出されるのかというところについては、正直な話を言いますが、私どものほうで把握すべき案件ではないと思いますし、仮にそういうことをやっても、任意ですとお伝えしたところで、異動される住民の方がどういう思いをお受けになるかというところの懸念がありますので、私の思いとしては、そういうことをすべきではないと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今お話したのは、転入の部分のこともさることながら、転出の部分で、例えば大樹では医療体制のことだとか、住宅の確保が難しいので隣町に行きますとか、個々の情報としてはいろいろお話を伺っております。せっかく大樹に職を求めてお仕事されているのに、隣の町に、その方の例でいけば、住宅が確保できないからと転出された方もいます。それから、どうしてですかと個人的にお話を聞いたら、医療の問題で老後さらに心配なのだと、その部分についてはお話を受けています。

今の町長のお考えの中で、無理だとおっしゃるのだから無理でよろしいのですけれども、ただ、転出するには転出するなりの理由もあることを意に留めていただけるような、そういうことによって人口減少なども少しでも収まっていくのではないかという発想でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も、そういう住民の声に耳を傾けないということでは決してありません。

前段の同僚議員の一般質問の中のご答弁でもありましたが、住民の声を聞くというこ

ろについては、私よりも町全体での取組は推進しているところです。

ただ、行政の手続上のところで、そういうところを伺うということについては、私は場所が違うのではないかなと思います。そういうご意見がおありの皆さまがいらっしゃるのであれば、私どものホームページにご意見をいただくということもありますし、広聴はがきに、こういうところがこの町は不足しているので考えたほうが良いというようなご意見を賜ることは、本当に全面的にお受けしたいと思っておりますが、繰り返しますが、窓口業務で転出入のときにそういう理由を伺うということは、私は場所が違うのではないかなと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。

それについては、町長もどこかでという部分で、お互いにどの場面がそういうご意見がいただける場になるのか、これからも努力していただきたいと思います。窓口業務ではそういうことは無理ということですので、それはそれで理解できました。

二つ目、具体的な話で生々しいこととなりますが、もう一つ、公衆浴場が廃止するとかしないときなどもアンケートや資料を取っていただいたのですが、僕は具体的にいえば、例えば今お風呂のお話をしましたので、お風呂などについて、それも窓口でプライバシー的なことまでのアンケートや何かを取ることは無理とおっしゃられれば、それはそれで仕方がないことなのではございますけれども、例えばお風呂をお持ちの方だとか、町内の方なのか町外の方なのかとか、もう少しきめ細かな統計を取っていくことも必要ではないかと思っております。

例えばパークゴルフ場を利用されている方なども、今と同じように、町外の方なのか、町内の方なのかを含めて、利用時間帯ですとか曜日なども、これからは行政資料として必要ではないかと思っております。そういうことについては、窓口的なことでの無理な情報収集というか資料の収集になるのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

例えば今、議員ご発言の中で例としてお話しされましたが、パークゴルフ場の利用者、又はお風呂をどうしているかというときに、お風呂を利用されている方々に対する調査は、町内・町外、お風呂があるか・ないか、利用の頻度はどのぐらいなのか、年代はお幾つなのか、男性・女性の性別はどうなのかというところも含めて調査をさせていただきます。また、パークゴルフ場の料金等の関係もどういう形でやっていかも含めて、利用者の方々に今後のパークゴルフ場の在り方等を調査するというのも当然やってまいりました。

ただ、繰り返しになって申し訳ないのですが、それは対象者に対してどういう調査をしていくかというところは、それぞれのところで進めておりますので、それを窓口でやっていくというところは、場所が違うのではないかと思います。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

窓口というのは、役場の窓口ではなくて、それぞれのパークゴルフ場ならパークゴルフ場の中の受付業務の中の一環ということです。例えばお風呂でいけば、お風呂の中の管理人がおいでですので、そういう中で情報を得ることなども必要ではないかというお話です。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

そうであれば、私、前言は訂正いたしますが、それぞれの担当が、それぞれの場所において必要な調査については適宜行っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと、トータルとして、そういう統計ですとか資料ですとか、それがレベルアップという言葉がいいのか、よく分かりませんが、もう少しきめ細かくやることによって、例えば延べ人員ではなくて、実人員だったらこういう利用のされ方をしていますというようなクロス的な分析なども可能ではないかと思っております。

さらに、資料の中身を濃くしていただけるようなことをお願いしたいなと思っております。プライバシーの部分と行政資料的な面では非常に難しいと思うのですが、もう少し実人員ではどうなのだというような、そこまでの……。

○議長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

言いたいことは、統計資料の質を上げていただいて、それぞれ施設やいろいろなところでさらに必要と思われるようなもので、プライバシーの侵害にならない中で充実していた

だけるようお願いしたいと思っております。

もう一つ、統計資料で、僕は議員で、役場でどうしても欲しい資料の入手については、お手伝いいただける立場にありますけれども、そうではない町民の方で各種統計資料が欲しいという方も多くおいでだと思いますので、ぜひ町のそういう相談の窓口を明らかにしていただいて、住民要望に応じていただける体制を整えていただきたいと思いますと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町の統計資料につきましては、先ほど町長からの答弁の中にもありましたとおり、「統計数値で見る大樹町」ということで、毎年様々な統計数値ですとか、町独自のデータを織り込んだ資料を作成しておりますので、その部分につきましては、町民の方にも配布も可能ですし、ホームページ上にも掲載しておりますので、要望があればお渡しが可能かと思っております。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

そういうときは、ホームページの統計の中にも入れていただけるような資料なども柔軟に加えていただけるような、又はこれを調べたいのだけれどもという部分も、ぜひお手伝いをしていただきたいと思いますと思っております。

教育委員会に、若干疑問な点がご答弁の中からはあるのですが、教育委員会では、学力のスタッフやいろいろなことから、学力分析とかについてはコンピューターを使ったりして、ずっと以前から十二分にしていると思うのです。それから、例えば通塾の調査ですとか家庭状況などについても、それぞれ細かく資料を収集されていると思います。

僕が一つ気になっているのが、例えば学力的な面では、道内のどの位置でとか十勝管内のどの位置だとか、大樹小学校としては去年よりもこういうところが学習が進んでいましたとか、この点が落ちましたという分析は十二分にされていると思うのですが、英検とかの何級取得者がというような、また本務ではないことなのかもしれませんけれども、英検、漢検、数検という国の中での資格を取るような、どれぐらいの子どもがそうやって、例えば中学生で3級取得者がどれぐらいというのは、ある面での学力というか英語力を取り計らう、例えば漢字でもそうですけれども、常用漢字なりいろいろ、どこまでいけているか何級によっても推測できるようなこともあれですけれども、そういう調査などというのは、教育委員会としてどのようにされているのかお聞きしたいです。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまの漢検、英検、数検等の取得者の情報についての調査ということでございますが、教育委員会としては、それを取り立てた調査は現在していません。ただし、子ども塾等で受験をし、合格したお子さんの合格証等については、学習センターの玄関口に掲示して広く町民の方にも見ていただいたり、本人の意欲につながるような取組はしています。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

立場的にも、教育委員会の立場として、大学受験ではないですけれども、特定の英語のところと同じようなものかもしれないですけれども、例えば学力的な推計だとか学習の進展だとか、オフィシャルな意味で、教育委員会で取ったらいいと思っているわけではないですけれども、やはり手持ちの資料ぐらいの意味合いで資料としては非常に有効なデータかと思っていて、多分教育委員会ではそのようにされていないのではないかと、それが公にしてほしいという意味ではなくて、手持ちというぐらいの意味合いで、英語力の状況が分かる一つの手段ではないかと思っているのですけれども、その点、しつこいようですけれども、教育委員会としてどのようにお考えなのか、再度お伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま申された情報の収集ということについてでございますが、生徒個々にということになりますと、それぞれ受験の家庭状況等もございますので、そういった情報につきましては、一斉に調査をするというよりも、毎月校長教頭会議等の中で児童の状況についてこういう報告を受けてございますので、そういった話題も折を見て挙げて、学校の状況と教育委員会のほうで情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これを最後にします。もう1点お願いします。

生涯学習計画などで、5年に1回だと思えるのですけれども、そのときのアンケートでいろいろな学習需要というか、得るといふことなのですけれども、一つ直感的に思ったのは、5年というのは、一昔が10年だとしたら、2分の1ですので、そういう情報をもう少し学習ニーズというか、5年スパンではなくて、もう少しスパンを短く、前期後期と計画が分かれていまして無理かもしれませんけれども、5年ではスパンが長過ぎるかと思っ

ています。

あと具体的に、例えば、ことぶき大学ですとか、家庭教育学級とか、生涯学習ネットワーク事業とか、それぞれ事業を展開されていると思うのですけれども、そういう中でも適時収集していますという教育委員会のご答弁なのですけれども、それはどれぐらいの身近な、例えばことぶき大学や、自分の所管されている家庭教育学級、アンケートばかりが資料収集ではないと思いますけれども、そこら辺はどういうインターバルで資料を収集されているのか確認したいと思います。

もしかして、確認不十分であれば、これから計画的に系統的にぜひおやりいただくことが学習ニーズの確かな補足になるのではないかと考えているのですけれども、これを最後にします。教育委員会のお考えをよろしく願いいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま議員のご質問にございました生涯学習計画のスパンが今5年ということで、その途中でのお話でございました。

先ほどの同僚議員の質問ともかぶるかと思ってございますが、町民の広いニーズを踏まえるということは非常に大切だと考えてございます。それについて、生涯学習計画のスパンについては変わるものではないと考えてございますが、ニーズをタイムリーに把握するということは必要なことだろうと考えてございますので、アンケートという形を取る場合もございますし、あるいは現在進めているとおり、各種会議、年度初めの総会、それから総括の総会、途中の計画会議等の会議もございますので、そういったところに、今もやっておりますけれども、さらに意図的、計画的に皆さまのご意見を伺いながら中間の評価を試みたり、総括的な評価をして次年度の充実に結びつける、そんな取組に今後も努めてまいりたいと考えてございます。

なお、具体として質問がございました、ことぶき大学等のことについては、所管の課長のほうから説明させていただきます。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

ご質問にありました、ことぶき大学だとか各種教室でのニーズだとかの情報の収集につきましては、参加している方から直接聞くこともあります。やはり私たちも学習センターにいるものですから、日々そういう声は聞こえてきますので、そういう声を情報収集したり、そのほか社会教育委員の会やスポーツ推進委員の会、あと図書館の運営委員会などがありますので、その都度いろいろな意見を収集したりしながら、よりよい方向に持っていくように努力してございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。

教室参加の方や、いろいろな学習者にさらに教育委員会の事業に振り向いていただく貴重な機会がさらに1個増えるということで中身が充実していくと思いますので、ぜひ先ほどご答弁いただいたように、鋭意、今も努力はしていただいているのでしょうけれども、さらに努力していただいて、よりよい事業を構築していただけるように願っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議 長

これをもって、通告のあった一般質問を終了いたします。

◎日程第3 発委第1号

○議 長

日程第3 発委第1号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

経済常任委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました発委第1号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会並びに北海道森林・林業・林産物活性化促進議員連盟連絡会から意見書提出の要請を受け、6月7日に委員会を開催して審査した結果、森林整備の推進は重要であり、本町の林業・木材産業に深く関わりがあるものと判断し、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により提案理由の説明に代えさせていただきます。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、

山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議員派遣について

○議長

日程第4 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり、派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任とすることに決しました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長から、お手元に配付のとおり申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和4年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分